

します。各案件の趣旨の説明につきましては、これを省略し、お手元に配付しております資料をもつて説明にかえさせていただきますので、御了承願います。

これより質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中直紀君。

○田中(直)委員 外務委員会の田中でござります。海洋法条約外八件について質問をいたします。

今回の条約で設けられました国際海峡の自由航行の確保につきましては、大変重要なこの条約の柱であろうかと思います。この内容につきましては、領海で覆われておる海峡におきましても軍艦あるいは潜水艦航行が可能である、こういう状況になったわけであります。我が国は五十二年に領海の幅を三海里から十二海里に拡大をいたしましたけれども、御存じのとおり、宗谷・津軽・対馬・東・西水道・大隅の五海峡につきましては、特別

水域として三海里の領海を継続したわけであります。今回、国際的に見てこの五海峡は国際海峡であります。こういうことで認識をされるところであります。我が国におきましては、今回の条約で三海里を継続していく、こういうことであります。

領海が覆われても国際海峡である、こういうことがあります。我が国におきましては、今回の条約で三海里を継続していく、こういうことになりますが、我が国におきましては、今回の条約で三海里を継続していく、こういうことであります。

○池田國務大臣

ただいま委員御指摘のような各方面への十分な配慮をしながら、今後いわゆる五海峡の取り扱いその他についても遺憾のないように対応してまいりたいと思います。

なお、この関係でいわゆる核搭載艦の問題などが時々提起されるわけでございますが、その関係につきましては現在までの我が国の非核三原則のこの方針に全く変わりはない、こういうことは申し上げておきたいと思います。

○田中(直)委員 せっかくの機会でありますから、事務局の方から、国際海峡の通過通航の制度につきましての通過通航権について、政府の見解といいますか、解釈というものをつけ加えておいていただきたいと思います。

○谷内政府委員

通過通航制度についての御質問でございますけれども、領海の幅を従来の三海里から十二海里に拡大することに伴って、新しく今までの国際航行の要衝でございますいわゆる五海峡につきましても、今回現状を基本的には変更し

ない、こういうふうなことにした、こういうことでございます。

○田中(直)委員 結論は外務大臣のお話のようになりますが、これから国際海峡につきましての取り扱い等運用につきまして各國での対応が出てこようかと思いますし、当然、国内法でどういふうに国際海峡を位置づけていくか、あるいは領海との関係はどう考えていくかということだと思います。特に、今まで外国の軍艦、原子力潜水艦の通過につきましては大変神経をとがらせてきたところであります。が、冷戦終結後の対応といふうのでは、地域紛争等で新防衛大綱の問題も決めました。あるいは、これから極東有事におきましての法人救助あるいは難民の流入を防ぐ、こういう大きな課題を抱えておりますので、そういう意味では安全保障の面の観点からこの国際海峡あるいは特別水域という問題を、今回きちっと政府としての見解を出されておいた方がよろしいのではないかろうか、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○池田國務大臣 ただいま委員御指摘のような各

方面への十分な配慮をしながら、今後いわゆる五海峡の取り扱いその他についても遺憾のないように対応してまいりたいと思います。

○田中(直)委員 では、ほかの問題に移ります。

我が国は世界で六番目か七番目ほどの大変な水域を持つ、こういうふうに言われておりますから、そういう意味で、海洋国家我が国にとっては大変国益としても大きなものではなかろうか、できるだけ大きな水域設定を可能な限りやつていい、こういうことではなかろうかと思いますが、どういふう見地から堅持されたのか、外務大臣にお伺いをいたしたいと思います。

○池田國務大臣 委員御承知のとおり、我が国は主要な海洋国家でございます。そういった立場を踏まえまして、諸外国が重要な海峡において自由な通航を維持する政策をとる、こういったことを促進していきたい、こういうことを考えておりま

きましては、領海部分が三海里になつてゐるといふことです。けれども、この通過通航制度は、領海において認められますが、これは、領海との関係はどう考えていくかということだと

思ひます。たゞ、その三海里に限定いたしまして、海上飛行を含むような、より自由な通航が認められるわけでございます。

私どもが今やつておりますことは、念のために申しますと、その三海里に限定いたしまして、その外側の部分につきましては公海の部分を

認めまして、いずれも海域内外航行上及び水路上の特性において同様に便利な公海の航路を設けるわけでございますから、国連海洋法条約との関係では問題がないというふうに認識しておるわけでございます。

○田中(直)委員 では、ほかの問題に移ります。

我が国が大陸棚につきまして、国連海洋法条約として御質問申し上げますが、我が国の大陸棚につきまして御質問申し上げますが、我が国の大陸棚の範囲及び我が国が持つ大陸棚について、

済水域の範囲及び我が国が持つ大陸棚について、国内法の第一条及び第二条を適用いたしまして、二百海里の線あるいは隣国との重複水域につきましては中間線を設定する、こういうことで全面設定を今回するわけでございます。

我が国は世界で六番目か七番目ほどの大変な水域を持つ、こういうふうに言われておりますから、そういう意味で、海洋国家我が国にとっては大変国益としても大きなものではなかろうか、できるだけ大きな水域設定を可能な限りやつていい、こういうことではなかろうかと思いますが、どういふう見地から堅持されたのか、外務大臣にお伺いをいたしたいと思います。

○田中(直)委員 せっかくの機会でありますから、事務局の方から、国際海峡の通過通航の制度につきましての通過通航権について、政府の見解といいますか、解釈というものをつけ加えておいていただきたいと思います。

○谷内政府委員 まず御質問の第一点の、排他的

經濟水域の広さがどれくらいになるのかという点でございますけれども、これはどういうところが具体的に考えられるのか、この二点をお伺いいたしました

ございますけれども、大体四百万平方キロメートルであるというふうに想定しております。これは我が國領土の約十倍強に当たる大変広い水域になると、それから第二点の、二百海里以遠の大陸棚の限界の設定の見通しについての御質問でございます。

私どもが今やつておりますことは、念のために申しますと、その三海里に限定いたしまして、大陸棚の定義、これは第七十六条でございますけれども、この定義によりますと、岸から二百海里まで海底の地形のいかんにかかわりなく沿岸国の大陸棚であるとされるとともに、二百海里を超えたところでも、この定義によりますと、岸から二百海里までの要件を満たす限界まで我が國の大陸棚となると

いうふうに規定されておるわけでございます。我が國の大陸棚につきまして、国連海洋法条約の規定に照らして、二百海里を超えて延びている可能性につきましては、これは太平洋岸について、可能性につきましては、これは太平洋岸について、二百海里の線あるいは隣国との重複水域につきましては中間線を設定する、こういうことで全面設定を今回するわけでございます。

○田中(直)委員 では、ほかの問題に移ります。

我が国が持つ大陸棚について、二百海里を超えて延びている可能性につきましては、これは太平洋岸について、二百海里の線あるいは隣国との重複水域につきましては中間線を設定する、こういうことで全面設定を今回するわけでございます。

○田中(直)委員 今政府委員からお話をありますけれども、外務大臣にお伺いいたしたいと思います。

この条約を批准するということになれば、やはり国連に提出をして締結をするわけでありますから、いわゆる全面設定をしていくわけであります。この規定に照らして、二百海里を超えて延びている可能性につきましては、これは太平洋岸について、二百海里の線あるいは隣国との重複水域につきましては中間線を設定する、こういうことで全面設定を今回するわけでございます。

○田中(直)委員 今政府委員からお話をありますけれども、外務大臣にお伺いいたしたいと思います。

この条約を批准するということになれば、やはり国連に提出をして締結をするわけでありますから、いわゆる全面設定をしていくわけであります。

この条約を批准するということになれば、やはり国連に提出をして締結をするわけでありますから、いわゆる全面設定をしていくわけであります。

この条約を批准するということになれば、やはり国連に提出をして締結をするわけでありますから、いわゆる全面設定をしていくわけであります。

だきたい、こういふうに思います。

時間がございませんので先に移りますが、国内

法の第二条で、そういう意味で、我が国は二百海

里から大陸棚といふことで、今調査中といふこと

であります。しかし、第二条の表現が中間線を規定をし

ておるわけでありますけれども、大陸棚といふのは

本来、ずっと深海底の方に本土から移るわけで

ありますから、もともと中間線といふ形が、この

第二条でうたつておるわけでありますけれども、

どうも大陸棚の実際の形状からいって中間線、こ

ういうものが、この文章だけで、我が国が主張し

ております中間線といふのが規定でありますのか

どうか。これは、どこが大陸棚の一一番端なんだと

いうことになりますと、中間線といふことを規定

するだけで、実際に、本当に中間線が我が国が主

張できるのかどうかという内容ではなかろうかと

思いますが、いかがですか。

○谷内政府委員 ただいま先生おっしゃいました

ように、確かに中間線といふ表現になつておるわ

けでござりますけれども、その中間線と申します

場合に、どこからはかつて中間線と考えるのかと

いう問題があるわけございまして、恐らく先生

は、いろいろと領土の問題もあるではないかとい

うことを前提にお聞きになつておられると思いま

すけれども、私どもとしては、当然我が国の領土

を基点として、また相手国との間に中間線を

を当然考へておるわけございまして、それは国

内法上もそのことが当然の前提になつておるわけ

でございます。

○田中(直)委員 相手国との関係は当然これから

出てくるわけでありますけれども、大陸棚を我が

国が取得する条件として、大陸棚は深海底に

ありますから、それの中間線と

いう規定になるわけであります。そういう意味

で、具体的に言いますと、日中間での大陸棚は一

枚岩であるとかいうことを前提にしておるのかと

も思いますが、一枚岩でなくとも、中間線で我が國の國益が守れるようないわゆる大陸棚を設定できることかどくか。

本来、国内法で設定するのであれば、一枚岩で

はなくとも、それだけの日中間の主張ができるよ

うな規定にしておかなければいけないと思うので

すけれども、これでいきますと、そういう大陸棚

の前提がなければ中間線がなかなかとり得ないと

いうような解釈にもなるかというふうに思うの

ですけれども、その辺はいかがですか。

○谷内政府委員 日中間の問題につきまして御質問でございますので、その点に焦点を絞つてお

答え申し上げますけれども、日中間にあります大

陸棚につきましては、私どもは、今先生が一枚岩

という表現をお使いになりましたけれども、一つ

の大陸棚であるというのは私どもの認識でござい

ます。したがつて、一つの大陸棚でありますか

ら、双方の領土を踏まえまして中間線を引く、こ

ういう考え方でございます。

他方、中国の方は、中國大陸の自然延長が、日

本列島といいますか、沖縄トラフのところまで延

びているんだから、そこまでは自分の大陸棚であ

るという見解を恐らく示してくるだろうと思いま

すけれども、まさに先生がおっしゃつておりま

すように、大陸棚は、地形がどうあらうとも二百海

里はともかく確保できるわけでございます。それ

からまた、日中間は、双方からはかりまして四百

海里以内でござりますから、そういうところでは

専ら距離基準に基づいて四百海里未満のところで

中間線を引くという考え方は、国際法上も十分成

立し得る考え方であるといふうに私どもは自信を

持つておるわけでございます。

○田中(直)委員 では、あと二問ほど質問いたし

たいと思いますが、国連公海漁業条約が昨年の八

月に国連で採択をされております。ことしの十二

月までに署名期限が来る、こういふことで認識を

いたしております。

我が国はマグロの消費国であります。ことしの十二

月までに署名期限が来る、こういふことで認識を

いたしております。

態だ、こういうことで大変打撃を受けておるところ

でございます。

これからの資源保護という問題からしまして、

我が国がイニシアチブをとつてこの国連公海漁業

条約について十二月までに早急に署名をすること

が妥当ではなかろうか。そしてまた、世界的な資

源管理、保存に我が国が主導的な立場で臨むべき

ではなかろうか。農林水産大臣がお出しまでござ

いますので、その点お伺いをいたしたいと思いま

す。

○東政府委員 水産庁の長官でございます。

先生御指摘のとおり、マグロは高度回遊性魚種

ということで、今度の国連海洋法条約でも、関係省

の沿岸国と漁業国が地域漁業管理機関を通じて

保育管理をやれと。公海漁業条約につきまして

も、まだこれは効果しておりませんのは今先生御

指摘のとおりでございますが、同じような規定に

なつております。我々は、これはやはり非常に重

要なポイントであると思っておりまして、そうな

ると、その非加盟国との競争といふものが問題に

なつてくるわけで、我々は、できるだけ多くの国

に、あらゆる機会にこの国際管理機関に入つても

らうということをまず第一にしております。

それから、国際管理機関がまだ設定されていな

い地域が二ヵ所ございます。我が国周辺の北太平

洋の地域それから中西部太平洋でございまして、

これは日本とアメリカとで話し合いまして、この

間、五月に北太平洋、さらにこれから中西部太平

洋の会議をやりまして、科学委員会の設立に向

かって努力していく構えであります。

そういうふうに、外のものができるだけなくす

といふ方向。それから便宣置籍船も、FAOにお

いての協定の案文ができ上がっております。まだ

これも効果しておりませんが、そういう形での牽

制ということをやりながら、しっかりとした資源管

理のもとでマグロ漁業をやっていくということを

心がけていきたいと思っています。

ということであろうかと思いますし、ことしゅう

うが署名する期限だということであります。外

務大臣のお考えをひとつお伺いします。

○池田国務大臣 ただいま水産庁の方からお話を

ごございましたそいつた事情も踏まえながら、

一方において、委員御指摘のとおり、この協定、

マグロあるいはタラ、カレイ等も対象になつてお

りまして、いわば海洋法条約の関連規定を踏まえ

て総括的に、高度回遊性魚種あるいは經濟水域の

内外に生息する魚種について包括的に規定したも

のでござりますので、これは資源の保存管理、持

続的利用にとって大変意義のある協定だというふ

うに考えております。

そういうことで、先ほど水産庁から指摘のあ

りましたような事情もよく勘案しながら、関係省

がございましたことで、先ほど水産庁から指摘のあ

りましたような事情もよく勘案しながら、関係省

査船を用いた深海調査研究、第二に、太平洋及び北極海域における総合的な海洋観測研究及び大型海洋観測研究船「みらい」と先ごろ名づけました。この整備、第三に、地球環境の変遷、また地震発生メカニズム等の解明のための深海掘削船システムの開発研究等を推進しているところでございます。

また、関係省庁と協力しつつ黒潮の開發利用調査研究等の海洋調査研究を実施いたしております。

今般の国連海洋法条約において、海洋の科学的調査に関する規定は、本条約の第十三部に規定があり、専ら平和的目的のために実施すること等を条件に、各国が海洋の科学的調査の发展及び実施を促進し及び容易にすること、こうなつておるところでございます。これにより、海洋の科学的調査に関する国際的な法秩序というものが確立をされた、したがいまして、海洋の調査研究が一層推進されるものと期待をしているところでござります。

○前原委員長 前原誠司君。

○前原委員 新党さきがけ代表して質問させていただきます。

この海洋法の審議に当たりまして、領域、領海あるいは接続水域、また排他的な經濟水域等々の設定ということで、漁業の問題も絡みまして、周辺諸国との話し合いをしていただいているところであります。

一つ私が今回指摘させていただきたい問題点といいますのは、台湾との問題であります。

台湾は、我が國といたしましては、中国の一部であるという前提に立ちまして、この海洋法にかかる問題についても、表面では中国と交渉する、話をすることになろうかと思ひます。しかし、実際的に台湾という、国と言つていいのか地域と言つていいのかわかりませんが、そういったところが実効的な支配をしているわけであ

りまして、それにかかるいろいろな問題点が出てきまして、その問題をどう政府として取り組んでいかれるのか、この点について御質問をさせていただかたいと思います。

まず漁業の問題であります。

昨年六月でありますが、外務委員会で沖縄の方に視察をさせていただきまして、八重山諸島の与那国島の与那国町の町長さんから要望をいただきました。「与那国島と台湾の間の公海上において、台湾による射撃訓練が平成六年七月から行なわれております。」こういう要望をいただいているわけであります。

また、漁業そのものに関しては、日本近海における台湾漁船による不法操業の確認隻数といふのが過去五年間で、統計をいただいておりますが、平成三年が百四十六隻、四年が六十六隻、五年が二百四十三隻、六年が二百十三隻、七年が三十一隻ということです。この五年間で不法操業の確認隻数が六百九十九隻にも上っている。そのうち

検挙をされたのも十八隻ございまして、うち領海内だと確認されたものも半数以上に上がっています。

こういった問題においては、実際、中国と話をしているうちに、そのうちが明かない部分があるわけであります。

この海洋法の審議に当たりまして、領域、領海あるいは接続水域、また排他的な經濟水域等々の設定ということで、漁業の問題も絡みまして、周辺諸国との話し合いをしていただいているところであります。

○池田國務大臣 ただいま委員御指摘のとおり、我が国は、中国との関係で共同声明に基づいたあいだ基本的な立場をとつております。そ

ういった問題であります。

この問題は、我が國といたしましては、中国との実務上の関係、こううことになつてゐるわけであります。

一つ私が今回指摘させていただきたい問題点といいますのは、台湾との問題であります。

台湾は、我が國といたしましては、中国の一部であるという前提に立ちまして、この海洋法にかかわる問題についても、表面では中国と交渉する、話をすることになろうかと思ひます。

いましたいわゆる不法操業の問題、あるいはまた実務上の関係、こううことになつてゐるわけであります。そういったことござりますので、

難しい面があるわけでございます。

現在のところ、漁業につきまして、台湾との間では国家間の関係は、当然そういうことはあり得ないわけでございますが、民間ペースにおいてもそういうた取り決めというものは結ばれておりません。

しかし、これからそういうた点をどうしていくか。それから、今御指摘のございましたような漁業関係の方々の御要望あるいは台湾側のいろいろな主張もあるいはあるかと思います。そういうたものは踏まえながら、場合によつてはそういうたものも踏まえながら適切に対応何らかの調整を行う必要が生じるというケースも考え得るわけでございますから、そういうた場合には、先ほど申しましたような非政府間の関係であります。その基本を踏まえながら適切に対応していく、こうしたことにならうかと存じます。

○前原委員 今後は非政府間の事務上の関係という前提条件の中で、しかし問題解決については台湾当局とは御論議されるということになります。これが、昨年の外務委員会で沖縄へ訪問しましたときに要望されていましたこととござりますが、その中にまた含めていただきたい問題として一つ提起をさせていただきたいのが、防空識別圏の話でございます。

これも、昨年の外務委員会で沖縄へ訪問しましたときに要望されていましたこととござりますが、その中にまた含めていただきたい問題として一つ提起をさせていただきたいのが、防空識別圏の話でございます。

これが、昨年の外務委員会で沖縄へ訪問しましたときに要望されていましたこととござりますが、その中にまた含めていただきたい問題として一つ提起をさせていただきたいのが、防空識別圏の話でございます。

○池田國務大臣 ただいま委員御自身も御指摘な

うございましたように、いわゆる防空識別圏といふのは国際法上確立した概念でもございませんし、

また、その識別圏の設定の仕方によって領土であるとか領空といふものが変更されるものではない、これは明確であると考えております。

一般的には、各國が自國の安全を守るために、国内措置として、領空に接続する公海の上空に識別圏といふものを設定する、こういうものであると承知しておる次第でございますので、私は、この識別圏の設定のあり方によって領土あるいは領海、領空といふことに問題が出てくるとは思つて

いない進路で飛行機等が入った場合においては、スクランブル発進をされて、そして警告を受けたり、もつとエスカレートすると非常に危険な状況

になるということござります。我が國の国土の上に防空識別圏があるというのはこれは全くおかしな話であります。確かに、この防空識別圏といふのは国際法上の觀念としてないということは伺っておりますし、また、これが領域とか領海の

知をしておりますが、しかしそれでも、そういう

スクランブル発進が行えるその限界の線を我が國の領域の中に引いていると、しかも与那国島といふは我が國の領土の上に引いているということと自体は、私はこれは全く健全ではないというふうに思つております。

しかも、さらに百二十四度、つまり与那国島よりさらに沖縄本島に寄つたところに飛行情報区、飛行制限区域が入り組んでいると、つまり日本

の領域内に、与那国島よりさらに沖縄本島に寄つたところにこういう飛行制限区域を台湾が設定をしているということについては、これは全く私はおかしな話だと思いますが、その点について問題認識をされているかどうか。また、先ほど話をしておられるもののなかどうか、外務大臣、御答弁をいただきたいと思います。

○池田國務大臣 ただいま委員御自身も御指摘なうございましたように、いわゆる防空識別圏といふのは国際法上確立した概念でもございませんし、また、その識別圏の設定の仕方によって領土であるとか領空といふものが変更されるものではない、これは明確であると考えております。

一般的には、各國が自國の安全を守るために、国内措置として、領空に接続する公海の上空に識別圏といふものを設定する、こういうものであると承知しておる次第でございますので、私は、この識別圏の設定のあり方によって領土あるいは領海、領空といふことに問題が出てくるとは思つて

おりませんけれども、ただいま委員御指摘のよう

に、我が國の領土の上にあるんぢやないかといふことは、事実関係をつまびらかにしました上で、ことになりますと、そのところはただいま申しましたような一般的なとらえ方によつて対応が可能なかどうなのか、ちょっとそれは疑問だと思います。事実関係をつまびらかにしました上で、必要があれば適切に対応してまいりたいと思いま

す。

具体的な、どこに線があるかという点について

○加藤(良)政府委員 F.I.R.が委員御指摘のような位置に引かれてはいるという事実は私たちも承知いたしております。そして、この防空識別圏あるいはF.I.R.、この法的性格というものについては、ただいま外務大臣から答弁申し上げたとおりでござります。

なが、私どももいたしましてもかねてこの件については問題意識を有しておりますが、例えば平成五年三月二十三日に、政府関係者、これは内閣の外政審議室、外務省のアジア局の関係者でございますが、実際に与那国町へ赴きましてヒアリングを行った経緯もございます。

ば、過去においていわゆる台湾からスクランブルがかけられたということはほとんどないわけでございますが、特にここ数年は、与那国に離着陸する我が方の航空機に対してスクランブルがかけられたことはない、こういう事実があるということを一言申し添えさせていただきます。

○前原委員 最近は私の持っている資料でもスランブル発進とかはございませんが、そういう事実は過去にもござりますし、また、与那国飛行場が新たな飛行機を導入して、そして進入経路を変えるというようなことになれば、この点の見直しというのは出てくるわけです。

私も専門的なことはよくわからなかつたんですね
が、運輸大臣に御答弁いただきたいんですけどれど
も、VOR・DMEを使用しての進入の実現とい
うもの求められていくということはどうざいます

が、それについての可能性があるかどうか、運輸大臣から御答弁をいただきたいと思います。
○黒野政府委員 与那国空港につきましては、現在でもVOR・DMEを使いまして安全な運航をしております。

○前原委員 すべての問題を含めて今後は非政府少なくとも、今問題になっている件に関連たしまして航空の安全に支障を及ぼしていることは一切ございません。

間の実務上の関係というものに取り組むべきであると、また、そういう御答弁だったと思います。全体の日本と台湾の問題について、私は持論も踏まえましてちょっとお話をしたいと思うわけであります。今まで、中国との兼ね合いで台湾へ対しての遠慮というものが私は非常にあつたんではないかと思います。また、台湾というものを重視するといわゆる反北京だとか、あるいは、中国との関係を重視する余り反台湾だとか、こういう二元論というのは全くおかしいと私は思っています。他国との関係というのは、あくまでも我が国の国益をどのように実現をしていくかといったことで、そして、それに応じて問題が対処されなくてはいけないし、私は別に親台派とか親中派とかそういう自分で色分けをしようとも思いませんし、そういうことはナンセンスだと思いますが、そういった観点で台湾との関係というか交渉というか、その実務上の窓口、バイブルというものをもつともっと太くしていくべきではないかと私は思っているところであります。

一つの資料として申し上げたいんです。まずが、G7の中で、台湾と国交のない主要国が台湾に訪問しているケースというのはたくさんあります。カナダの鉱業資源大臣とか運輸大臣、運輸大臣は二回、過去四年間で行かれております。また、オーストラリアも貿易大臣がこの四年間、過去二回台湾に訪問をしています。アメリカも一九九四年に運輸長官が訪問をしている。ドイツも経済大臣が台湾を訪問しているということなんですね。

要は、国交のない国であっても、みずから国の利害関係の絡むことについては、大臣が台湾に訪問して話をしているという経緯はほかのG7の国でもあるわけです。外務大臣が行かれるとか、ましてや総理が行かれるとか、これは、私は、今の中の中国との関係では無理だし、それはすべきではないと思いますけれども、しかし、こういう実際の問題が起きていることについて、やはりもっと、中国のことを気にせずに、これは国益と

○池田國務大臣 我が国といたしましては、日本共同声明に基づきまして、台湾との関係は非政府間の実務的なものとしてそれを維持するという、こういう基本的な枠組みを持っていいるところでござります。そういった中で、委員御指摘のようない、その実務関係が安定的に推移していくようには、そういうた配慮は、これは当然払つてしまはなくてはいけない、こう考えております。

御承知のとおり、現在、基本的に民間ベースのいろいろな交流というのは、安定的にといふか、非常に活発に行われているところでござります。特に今大きな支障が生じているとは思しませんけれども、そういうことのないよう今後とも配慮してまいりたい。

そして、今各国の対応についていろいろお話をうけであります。その点のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

ございましてけれども、我が国の場合には、交流協会、そして先方の亜東関係協会でございますね、そのルートで必要な場合にはいろいろ実務的に相談もし、対応もしていく、そういうた粹組みもございますので、そういうルートも十分に活用しながら今後とも実務関係が安定的に推移するよう配慮してまいりたい、こう考えていく次第でございます。

いや、つかない場合一体どうするのか。実務者レベルではあるけれども正式な政府との関係を持たないということ、しかし日本国益にかかる問題で、いや、実務者レベルで詰められなかつたらどうするんだということについては、私は、やはりある程度幅を持たせて、その点についてはもつともっと前向きに取り組むべきだというふうに思います。その点については後の質問と絡めて要望をさせていただきます。

台湾は沖縄を日本の領土と認めていないということです。いわゆる琉球という呼び方をしておりまして、琉球はその領海に対する日本の主権を認めていないというようなことが正式な台湾の外交部のスポーツマンの口から出ているわけですね。それによって、先ほど申し上げた漁業の問題あるいは防空識別圏あるいは制限空域というふうなものが出てきているんだと思います。

やはり、こういったことを考えると、確かに日本の中の関係、そしてそれで交わされた原則というものは今後も尊重し、継続していかなければいけないと思うわけですが、先ほど申し上げたように、実務上でそういう問題が詰められなくて日本国民の利益というものを害される場合、一体どういう対応、政府として責任を持つのかといったことについて、再度御答弁をいただきたいと思います。

○池田国務大臣 ただいま委員御指摘の点につきまして、台湾の立場でございますけれども、これは一九七一年に台湾がその立場を明らかにしたことがござります。その際のその主張というのは、沖縄群島の帰属については、カイロ宣言、ボツダム宣言に基づいて主要同盟国の協議の上決定すべきものであった。それにもかかわらず、米国がそういう協議を経ずに沖縄を日本に返還したことには不満だ、そういうた台湾としての立場を表明したことなどがござります。その後、昨年も外交部のスポーツマンが記者の質問に答えて、これは台湾の警備艇が日本の、我が國の領海に入った、そういうふうが、そういったことを答えた、こういったケースをどう考えるのかという質問に答えまして、それは領海侵犯に当たらないんだ、先ほども言われたような基本的な姿勢を踏まえてでございましたが、そういったことを答えた、こうしたところ、これは記者の質問に答えたものであります。

その際には、どうなんだということを確かめましたところ、これは記者の質問に答えたものであります。

時間も余り残っておりませんので、台湾の問題をもう少し詰めさせていただきたいと思うわけであります。

台湾は沖縄を日本の領土と認めていないということではあります。いわゆる琉球という呼び方をしておりまして、琉球はその領海に対する日本の主権を認めでないといふようなことが正式な台湾の外交部のスポーツマンの口から出ているわけですね。それによって、先ほど申し上げた漁業の問題あるいは防空識別圏あるいは制限空域というふうなものが出てきているんだと思います。

やはり、こういったことを考えると、確かに日本の関係、そしてそれで交わされた原則というものは今後も尊重し、継続していくかなきやいけないと思うわけですが、先ほど申し上げたように、実務上でそういった問題が詰められなくて日本国民の利益というものを害される場合、一体どういう対応、政府として責任を持つのかといったことについて、再度御答弁をいただきたいと思います。

あつて決して外交部としての正式の声明がいつものではないんだ、そういうふうな説明があつたところでございます。

いざれにいたしましても、我が國いたしましては、沖縄が我が國の領土であるということは、これはもう論をまたないところでございます。

で、沖縄の帰属をめぐっての争いが生ずることはないと考へておる次第でございます。

○前原委員 時間も参りましたので、簡単に、最後、一言だけで御答弁いただきたいと思います。

今回民主的な方法で李登輝総統が選ばれたわけあります。今までの経緯として、なぜ李登輝総統の訪日に対する入国許可をおろさなかつたのかといふことと、それから、今後もそういう方針については変わらないのか、その点について政府の現在のお考え方をお聞かせいただきて、私の質問を終わりたいと思います。

○池田国務大臣 ただいま李登輝氏の訪日の計画があるとは承知しております。

では、日中共声明を堅持して、先ほど申しまして、ようやく日台間の関係の基本的な枠組みというものを前提としながら今後対応してまいりたい、こう考へる次第でございます。

○前原委員 終わります。

〔関谷委員長退席、松前委員長着席〕

○松前委員長 石橋大吉君。

○石橋(大)委員 総理大臣、連日何かと大変御苦労さまでござります。

私は総理の出身の岡山県と背中合わせみたいになつておる島根県の選出でありますので、竹島が島根県の所属になつておりますから、きょうは非常に限られた時間でもありますので竹島問題に絞つて何点か質問をさせていただきたい、こう思ひます。

最初に三月二日のアジア欧州首脳会議における

総理と金泳三大統領との間の確認というか、合意事項に關連して見解をお尋ねしたい、こう思ひます。

私の手元には新聞ぐらいしかありませんので三月三日の朝日新聞の記事を材料にして総理の見解を承りたいと思いますが、その記事によりますと、「アジア欧州首脳会議を終えた橋本龍太郎首相は二日午後五時から、バンコクのホテルで、韓

国の金泳三大統領と首相就任後初めて、一時間半近く会談した。そこで、これからが大事なところですが、「首相は、国連海洋法条約批准に向けて、日韓の争点として再燃している竹島(韓国名・独島)領有権問題について、「両国間に緊張が醸成され、国民感情に影響を及ぼしていることを憂慮している。日韓関係への否定的影響は避けたい」と表明。領土問題を当面棚上げし、新たな漁業秩序作りに向け、実務的協議を開始するよう提案した。」これに対する金泳三大統領は、「排他的經濟水域の設定問題は領土問題と関係がないといふ提の下で協議していくことが好ましい」と賛意を表し、水域の境界画定や新たな漁業協定の協議を外務・水産当局者間で始めることに合意した。」こうふうに報じられているわけです。

この記事がどこまで正確なものかどうかは、ちょっと当事者ではありませんのでわかりませんが、これに関連して一、二、三、以下質問したいと思うのです。

まず一つは、首相の、領土問題は当面棚上げする、大統領の、排他的經濟水域の設定と関係がないということの意味はどういうことを意味するのか、これが一つです。

私の考へるところでは、排他的經濟水域の設定にしても、スタートラインは領海基線でありますから、この領海基線は当然のこと、領土と不可分のものとして切り離すことはできない、こういうふうに思うわけです。それが竹島問題に限つて無関係ということは、今回の排他的經濟水域の設定、いわゆる海洋法の全面設定、全面適用といふ原則との関係でどういふことになるのか、これが一つです。

二つ目は、この際、領土権の帰属問題はさておいて、何らかの便法、方法でもつて經濟水域や漁業水域の設定を協議するための具体的な方法を考へたいと思います。

業水域の設定を協議する中で、竹島問題、領土問題抜きに双方円満に解決すべき方法あるいは具体的な方法を考へておられるが、これが一体どういったものが考へられていたのか、これが二つ目。

三つ目の問題は、この新聞記事には「当面」といふ形容詞がついているわけですが、この「当面」ということの意味がかなり重要な意味を持つているのかな、こういうふうな感じもするわけです。軽い意味で言うと、とりあえず入り口だけは棚上げだ、しかし避けて通るわけにはいかないから、交渉が詰まつた段階では当然竹島問題も一定の議論の俎上にのせる、こういう意味での「当面」のか。あるいは、今度の海洋法条約批准に伴う排他的經濟水域や漁業水域の設定に関する交渉全般を通じて棚上げする、不間に付す、こういう意味の「当面」なのか。

この辺、以上三点について、総理の見解をまず念のためお聞かせをいただきたい、こう思いました。○橋本内閣総理大臣 誤解を避けますために、そのときの速記そのものを冒頭読み上げることをお許しをいただきたいと思います。他の部分は省きまして、竹島に関する部分だけ読み上げます。

まず私の方から、竹島の問題で両国間の緊張が醸成され、これが両国国民の感情に影響を及ぼすを見て憂慮している。日韓両国は隣国として竹島以外にも

お互いに協議する問題がたくさんあるし、両国関係の持続的発展は両国政府及び国民にとり非常に重要である。御承知のように、竹島問題についての日本政府の立場は一貫している。日韓両国が新たな海洋秩序を構築する国連海洋法条約の締約国となることによって、両国関係が悪化するようなことがあってはならない。したがつて、日韓両国が国連海洋法条約の批准に伴つてとる措置が、竹島に關するそれぞれの立場に影響を及ぼすものではないことを前提条件とした。これにより、国連海洋法条約批准の

問題が日韓関係に否定的影響を及ぼすこと回避したい。その上で両国間で排他的經濟水域の境界画定につき協議を行うこととした。これが私の發言であります。

これに対し金泳三大統領が述べられたのが、

独島は歴史的にも國際法上も韓国の領土であることが明らかであり、現在韓国が実効的に領有していることを明らかにしたい。日本側が、日本の独島領有権を主張しているのは我が国と日本側が認識できないし、非常に遺憾に思う。韓日両国関係の発展のためには、領土の尊重が原則的かつ重要な問題であるから、これに対しても明確な認識が必要であると思う。

総理が言られたEZの設定問題はこれが領土問題とは関係ないという前提の下で、両国外交当局間で協議していくのがよいと思う。大統領の言われた通り、排他的經濟水域の境界画定作業については、早急に協議を始めた。これに対して私の方から、

日韓漁業協定交渉については、まずは水産当局者間において協議を行なべく調整中であるが、本件は早急に結論を得ることにつき国内より強い圧力がある。可能な限り双方が満足できる結論を早急に得るために、精力的に交渉を進めていく必要があるので、韓国側の協力をお願いしたい。

日韓漁業協定交渉について、まず冒頭私が申し上げておきたいことは、どこかの報道がありましたが、本件は早急に結論を得ることにつき国内より強い圧力がある。可能な限り双方が満足できる結論を早急に得るために、精力的に交渉を進めていく必要があるので、韓国側の協力をお願いしたい。

これに対し大統領は、

そういう方向で対処していきましょう。

竹島の返事をされたということになります。

ですから、まず冒頭私が申し上げておきたいことは、どこかの報道がありましたが、当面棚上げするといった言葉を一度も使っておりません。今読み上げましたものがそのとおりのものでござります。

そして、これに対しどういうふうなまとめをされたのか、私はマスコミの報道自身はわかりませんが、これはまさに国連海洋法条約の批准に

伴つて生じ得る問題、いろいろなものがあると思われますけれども、竹島の領有権に係る問題とは切り離して協議するという合意であります。

問題を切り離すということは、一方におきまして、竹島問題については今後ともに両国間で平和的な解決を図るべく外交努力を重ねていきます。他方において、排他的經濟水域の境界画定については、韓国との協議の中で、国連海洋法条約の趣旨を踏まえながら、双方にとって受け入れ可能な合意を達成するよう銳意努力するということであります。

女守として、竹島問題について、その解決の方

めの努力を行わずに放置するというような意味で、棚上げを図るつもりはない、まずこれが第一点であります。そして、双方の問題について解決の努力をそれぞれ鋭意図していくことでありましすし、私は、金大統領の発言もそのまま私は受けとめ、同じような考え方で同意をしていただいたと考えております。

する対処の方針というものは、これは大変恐縮でありますけれども、相手もあることあります。現時点で申し上げることは差し控えさせていただきたい。これは、我々としてはお許しをぜひ国会にもいただきたいと思うのであります。

そしてまた、棚上げするという言葉を使っておりませんので、議員から今確認をされ、それはとりあえずか、あるいは全体かというようなお話をございましたけれども、棚上げするという発言自体をいたしておりませんので、その点はどうぞご理解のないようにお願いを申し上げたいと思います。

○石橋(大臣委員) これだけでもう半分時間がなくなつてしまいましたけれども、いや、総理大臣が悪いわけじゃないんですよ、質問時間が全体に制限されておりまして。

棚上げをすると言つたことはない、交渉の中でとりあえず切り離して扱うけれども、竹島の領有権問題については引き続き日韓の間で交渉を重ね

ながら解決をしていく、こうしたことですが、もう一つ、差し当たっての排他的経済水域や漁業水域の設定との関係でどうなるのかということがもう少し、ちょっとわからぬのです。次の質問との関係がありますから、次の質問である程度その辺を明確にすることができるかな、こういうふうに思いますから、時間もありませんから、次の質問をさせていただきたいと思います。

それは、竹島問題と二百海里の海の線引きをどうするか。ひょっとしたら今の総理の最後のことになると関係して、答えられないというような質問かなもしれませんが、これは外務大臣に質問しますから

今棚上げという言葉は使つたことがないといふことから、それは一応そのように受けとめておきます。どっちにしても、竹島問題を中心にして、海の境界線の引き方をどうするかということは非常に重大な関心事でありますし、大きな問題点でもある。特に、東経百三十五度以降の山陰沖など日本海沿岸は、七七年の暫定水域からの対象外にされておったと、いうようなこともありますて、この際何としても海洋法の設定をしてほいい、こういう切なる要望もあるわけであります。そういふ意味で質問しますが、世界には資源があら。

めぐる大陸棚、海底分割だとか漁業水域、海面の設定などに多くの線引きの事例があると思うのです。海洋法の經濟水域は漁業と資源を合わせた範囲引きであります、日韓のように異なる境界線を主張した例も多い、こういうふうに言われていて、わかります。しかし、多くは二国間協定や國際司法裁判所の判決などで解決され、それなりに国際的にはノウハウも蓄積されているというふうに言われているわけですが、その一つの方法は自らの存在を無視して線引きをする方法だ、こう言ふ士官がいるわけですね。

と、排他的経済水域や漁業水域の設定に当たって、領土問題としての竹島問題を棚上げする
棚上げという言葉はないと言われましたが、一度

棚上げする、すなわち、日韓双方とも竹島といふ島は存在しない、こういうことで問題を解決するということであれば、ここで島の存在を無視して線引きをするということになると思うのですね。そうすると、具体的には鬱陵島と韓国の鬱陵島との中間に線を引くということになる。その場合に、竹島は韓国の經濟水域に入るのではないか、こういうふうな感じもするわけですが、この点まず一つどうかということ。

それから二つ目は、日韓双方が竹島を基点にして、両方とも領有権を主張しておるわけですかね、それを基点にして排他的經濟水域の線を引

く、いわば二重の線を引くということになるわけですが、そして経済本域が重複をしても国際法上余り問題はない、こういうふうに言われていますし、資源開発や収益の配分については別途また両国で交渉して、協定なりなんなりをつくって、それでちゃんとやるというやり方がある、こういうふうに言われているわけですね。

いう重複水域になつておつて、日ソ地先沖合漁業協定を締結して、そこではお互に水域内での操業を認め合う、この協定のいかなる規定もいざれの政府の立場または見解を害さない、領土問題には関係ない、こういうことだらうと思うのです。こういう形で領土問題を当面の海域の設定から除外をして話を進める、合意を形成する、こういうやり方、二つぐらいですが、海洋法上はそのほかに共同管理というような言葉もあるわけですが、この辺、具体的にどういうふうに扱われよどとしているのか、外務大臣の見解を承っておきたいと思います。

○池田国務大臣 先ほど総理から明確に御答弁申し上げましたように、我が国は、領土問題を棚上げするのではなくて、切り離して、日韓それぞの立場に影響をすることなく話し合っていく、

こういうことでございます。そうして現在、EEZの境界画定交渉をなるべく早く開始しようところで、実は、四月三十日に行いました日韓外相会談

相会談で合意しておりますので、その早期交渉を開始に向けて調整の真っただ中でございます。そういう事なかでござりますので、先ほど総理からも御答弁ございましたが、恐縮でございますが、現段階でこれからの方々の対処方針を申し上げるのをお許しいただきたいのでございます。

ただ、今委員御指摘のように、いろいろな知恵がある、またいろいろな例があるのは御指摘のとおりでございます。しかし、現段階で、そういうたものを含めまして我が国として、どういうふうに對応するかはひとつお許しいただきたいと存じます。

○石橋(大)委員 これで予定された時間が来てしまいましたが、いずれにしましても、さつきちょっとと言いましたように、島根県だとか鳥取県だとか山陰沖の県民だと漁民にとっては非常に重要な問題でありますので、ぜひひとつ、できるだけそういう地域の期待にもこたえられるような処理をこの際お願いをしておきたい、こう思います。それだけちょっとお聞きをしたいのです。

最後にもう一つ、一点だけ。せっかくの機会ですから、竹島の領有権問題の帰属について外務省大臣に一言、予定した質問をちょっとと省きますが、それだけちょっとお聞きをしたいのです。

要するに、一九五二年以来、最近に至つては諒國は竹島に軍隊を駐留させたりしているわけです。から、実効支配というか、むしろ不法占拠と言つてもいい状態ではないか、こう思うのです。こういう状態を放置しておく——外務省の立場からすると、事あるごとに抗議をしておるわけだから位置をしておるわけではない。こういう答えが出てくることは予想されますが、しかし、そういう抗議だけではやはり弱いのじゃないか。このまま占領状態がずっと続くと、やがてはいつか既判力といふ事実の持つ事実の持つ既判力といふ、そういうことによつて、フォーランド諸島におけるイギリスとアル

ゼンチンとの関係みたいに、やがて国際的に竹島は韓国の領土として認められる、そういう結果を招きはしないかと非常に心配をしているわけだ。

早く解決をしてほしい、こう思いますが、その点

ません。また、軍事的な意味での半島における緊張感がこれによって高まつたという情報もございません。

い。しかし、さはさりながら、二国間関係に決定的な影響を与えるような状況になつていいくものかどうなのか、ここも判断しなければならない重要な

については今後ともに平和的な解決を図るべく外交的な努力を重ねていくことになります。そして一方では、排他的経済水域の境界固定につい

○池田国務大臣　国際法上実効的な支配が確立するためには、国家活動が平穏かつ継続的に行われることが必要だ。こういうことになっておりまし

ただ、むしろその意味では、昨日北朝鮮側の艦艇による越境の問題がございました。そして、そういう全体を私どもとしては極めて注視はいたしております。しかし、御指摘の部分につきましては

なポイントなのだろう、このように思います。
そういう意味におきまして、とりわけ竹島問題に関して、日韓関係の今日の状況を踏まえた上で、日韓関係の友好関係を踏まえた上で領土問題

では、韓国との間で協議をしながら、海洋法条約というものの趣旨を踏まえた双方の受け入れ可能な合意というものを達成するようにお互いが努力をするということでござります。

○石橋(大)委員 時間が参りましたから、残念で
ない、こういうことでござりますので、御承知の
とおり、竹島の問題については機会のあるごとに
我が方は我が方の立場を申し入れておるわけでござ
いますので、韓国といわゆる実効的な支配が既
に確立しているとかあるいは確立するということ
はない、こういうふうに考えるところでございま
す。

すが、これで終わります。どうもありがとうございました。

○東(祥)委員 それで、海洋法条約の問題に移らせていただきます。

海洋法条約批准に際しましては、排他的經濟水域の設定をし、さらによつて、大陸棚の境界を画定する必要性がある。他方、それと同時に韓国、ロシアとの漁業協定交渉にも入らなければならぬといふ。一部、現在入つてゐるわけでございますが、この漁業権の問題に関しては極めて日本の国益に伴う問題である。

そういふ意味でおきまして、今まで懸念り、そし

そこから總理、そしてまた補足で外務大臣の御発言があればしていただきて、あと質問をさせていただきたいと思います。

○橋本内閣總理大臣　まず、先ほど本委員会におきましての、三月二日に行いました日韓首脳会談におけるこの竹島に関する部分についての発言は、もう一度ここで繰り返す必要はなかろうと存じます。

そして、その席上でも、私は竹島問題についての日本政府の立場は一貫しているということを明確に述べた上で、この国連海洋法条約の批准に

されども、我々は竹島問題について解決への努力を行わない、ほっておこうというのではありません。この点はどうぞ誤解のないようにお願いを申し上げたいと思うのであります。

しかし、今韓国と日本というものを考えましたとき、一つはまず、例に引きましたように KEDO の問題がございます。また、先般クリントン大統領と金泳三大統領から呼びかけの行われました、何らの前提なしに北朝鮮及び中国を加えた四ヵ国会談というものが提案をされ、これに対しても北朝鮮側の回答を米韓両国は待つておられるという状況にあると思います。

○東(祥)委員 新進党の東祥三であります。おはようございます。

の方針なるものが答弁として出てきたわけですけれども、どうも不鮮明である。排他的経済水域の設定の問題、そしてまた大陸棚の境界線をどのよ

御承知由りようこ、二つま後の当寺ニ、うき
權に係る問題とは切り離して協議していこうとい
うことを言い、韓国側もこれに同意をされまし
た。

私は、この声明が出来ました時点では、日本政府としてはこの方向を非常に強く支持したい、そして、その中でその四カ国での話し合いの中から朝鮮半島における永続的な和平というものが

事項として投げかけていないことでござりますが、昨日来から各種報道機関におきまして、朝鮮半島で何か起こっているのではないか、朝鮮民主主義人民共和国からミグ19の戦闘機に乗った空

うに引くのか。何が不明瞭な点になつてゐるかと
いえば、その最大の要素は、領土問題をどのよう
に位置づけるか、ここに帰着するのだろうといふ
ふうに思います。

御承知のように、この会談の当時というものでは、日韓関係は竹島の領有権問題をめぐる状況の中で大変厳しい状況になつておりました。しかし、一方で我々は、例えば北朝鮮の核開発の問題に伴いまして今進めておりますKEDOの問題、

中から朝鮮半島における永続的な和平というものが芽生えることを強く期待するし、その中にあって我々が果たすべき役割があればこれにいつでも応じる用意はありますとということを表明し、この状況を見据えているというのが今の状況であります。

機関で報道されている以上の情報をお持ちでしょ
うか、総理。そしてまた、現在どのような状況に
なっているのか、その点について把握されている
情報がありましたら、聞陳願いたいと思います。

えた場合、極めて長い歴史的な経緯があり、そしてまた今日における友好関係が確立されているわけでございます。したがつて、そのような二国間関係の現状をどのようにまず位置づけるのか。その上に、二つ両国間二つの問題、二つずつ拿問

あるいはそのほかにも協議すべき問題を多數抱えておるわけでありますし、議員も今お話しになりましたように、両国関係を持続的に発展させていくということは、私は両国の政府にとりましても、また両国の国民にとりましても非常に大切な

この四者会談を進めていくという点をとりましても、我々は緊密な連係プレーを必要とする関係にあるわけでありまして、竹島の領有権問題をめぐって両国の国論が感情的になることを私は本当に好んでおりません。

いません。と申しますのは、昨日から、亡命とう認定のもとに御当人に對し事情聴取が継続をいたしております。そして、その事情聴取がある程度の時間を要するということでありますて、その内容等、途中の部分につきましての連絡はござい

位置づければいいのか。
領土問題はまさに主権の一部でござりますし、
そういう意味においては、安易なる妥協をすること
とはできないだろうと僕は思います。妥協するた
めには、それなりの原則が明確になければならな

認識を持たれましたので、この領有権問題と竹島の問題とは切り離してということで合意をすることができました。

○東(祥)委員 再三再四總理が御答弁してくれて、さうしているそのことの意味を私なりに理解させていただければ、竹島の領有権問題は排他的経済水域の画定あるいはまた大陸棚の境界線を設定するに当たつての問題と切り離して考える、そういう

数でございますが、今委員がおっしゃられたような仕切りで一刀両断にできるということでは必ずしもないと思います。

○東(祥)委員 外交交渉というのはそんなに簡単なものではありませんよ、そういうふうに教えてくれているのだろうと思います。

ただ、問題は、煙に巻かれたということなのだと思います。が、当然、排他的經濟水域の設定に当たって竹島を基線として交渉に臨む、こういう要素もある。さらにまた、韓国側も竹島を基線として中間線を引いてくる。だから、これに対してもちゃんと対処する準備はできている。さらにまた、先ほど局長が言われたとおり一刀両断でいかないというわけですか、いろいろなパリエーションがある。そして、それを考慮した上で、日本本の国益にとって、国益がそれがないように、そういうふうにちゃんとして臨む、そういう青写真を持つっているということですか、外務大臣。

○池田国務大臣 これから交渉事でございますからなんどございますけれども、合意を得る道といいましょうか、また合意される答えというのいろいろなケースがあるのだと思います。そしてまた、それを理論づける、あるいはそれを説明する仕方にもいろいろなことがあるうと思います。

そういった中には、当然委員御指摘のようなこともあり得るのだと思います。

ただ、現在の段階で、具体的にどういった理論あるいは立論の上に立つて対応するかということはお許しいただきたいと申し上げているわけですが、我が國いたしましては当然、委員御指摘のように、我が國としての利益というものを大切にしてあらゆる交渉に臨んでいくということは論をまたないところでございます。ただ、そういうふうに交渉を踏まえまして韓国との間に合意されない、こういうことも合意されているわけござい

行えるのかどうかに對して疑問符を呈しておられる状況であります。

その中で、冷静な話し合いができる状況をつくり出すために私は努力はいたしましたつもりであります。そして一応それなりに円満な関係はつくり上げたと思っておりますし、事実その後における、例えはKEDOの問題等々に関連し行われております日韓あるいは日米韓それぞれの話し合いといふものは円滑に動いております。また、四カ国会談といふものに対する米韓両国の大統領の共同会見に対する日本側のいち早く支支持声明についても非常に好感を持って受け入れられております。

したがつて、この排他的經濟水域の境界を画定する場合、大陸棚の境界を画定する場合、当然これを避けて通ることはできないわけですから、だからどんなことがあつたとしても一切二国間関係には影響ないよう、こういう強い信頼関係に結ばれた会談だったのかどうなのか。そうであるとするならば、多分私がやっている質問というのはある意味で意味のない質問になつてくるのかな、こういうふうに思うのですが、どうなんでしょうね。

○橋本内閣総理大臣 必要ならばそのときのやりとりをもう一度読み上げても結構でありますけれども、大統領と、先ほど委員が聞いておられましたような、この竹島に関する問題について、漁業協定及び排他的經濟水域の設定についての問答をいたしました。

そのときの客観的な情勢は、むしろ既に竹島の領有権の問題をめぐって韓国側の世論が非常に高まってしまった時には、そのことが、例えば排他的經濟水域に関する合意というものが竹島をめぐる両国のそれぞれの立場に影響を与えるものではない、こういうことも合意されているわけございました。

世界の画定とは離して、今、竹島問題について若干質問させていただきたいと思いますが、もう既に前委員会においても答弁がございましたが、もう一度、韓国による竹島の不法占拠状態というのを述べた上で、普通、実効支配、ところが政府は実効支配ではないといふふうに言っているわけですけれども、その点について、國際法上の実効支配とそして韓国の現実の支配との間でどのようなまず差があるのか、この点について教えていただければと思います。

○加藤(良)政府委員 竹島についての私どもの立場は、さきに答弁していただいたように、事実上の支配というものが韓国によりそこには及ぼされています。しかしこれは必ずしも実効的支配を意味しません。むしろ両国の政府関係者は、こうした双方の国民感情というものに常に配慮をしつつ、同時にそれそれの問題における相手側の立場にも理解を持ちながら自国の利益を追求していくような話し合いの努力が必要、私はそう考えております。

○東(祥)委員 ここに、島根県が昭和四十年に出しております、田村清三郎さんの著作になる「島根県竹島の新研究」というのがあります。昭和四十年に出て、そしてこれは復刻版として今すごくベストセラーになっているそうです。ここにはまさに私が知らなかつたいわゆる竹島問題の経過、そしてまた現在、韓国がどのようなことを主張されているのか、それに対してもどのような根拠のある批判ができるのか、十分なる研究がなされております。そういう意味で、ただこれは紹介させていただきました。東京だと、なかなか竹島問題、私は率直に申し上げますが、今回の海洋法の条約の問題が出てこなければ、ある意味で全く頭の片隅にあった問題で、今回の条約を通して改めて、こういう問題が存在して、なかなかその解決が難しいな、このように思はざるを得ない、そう

ないのか。僕はこういう声と、いうのはやはり余り勢いがなくてはいけないのだろうというふうに思うのですね。日本国憲法があり、さらにまた急進不正、不正であることは間違いない、しかし急迫ではないわけですし、さらにも、徹底的に実力行使以外の他の手段がちゃんと使われているのかどうなのか、ここに問題を取れんさせていかなければいけない、集中させていかなければいけないのだろうと僕は思うのですが、この四十年間強にわたる日本政府の対応というのはどうもはつきり見えてこない。司法裁判所に訴えようとしたけれども韓国側はそれに乗ってこなかつた、したがつて、訴訟の対象にならないという現実がある。そういう状況の中で、総理、総理はお生まれになつていていたと思うのですが、総理のせいではありますけれども、過去の、一九五〇年代前半のことから端を発している問題です。

そうしますと、この問題を解決するに当たつてどのようなプログラムが考えられるのか、どのよ

うなことをしていかなければならないのか。ただ単に文言として平和的で解決するということではなくて、平和的解決をしなければならないのか。ただ日本政府として何をやっていかうとするのか、この点についてぜひ御答弁願いたいと思います。

○池田国務大臣 我が国の竹島の領有権に関する立場は、委員御承知のとおり一貫したものでござりますけれども、そういう立場の実現するための手段、方法を実現するためにどういうふうな手段、方法をもつて対処していくかということにつきましては、あくまで平和的で解決をを目指していく、こういうことで一貫しておるわけでございます。

そして、これも委員御指摘ございましたよう

に、集中させいかなければいけないのではなくて、いろいろの手段が見えてこないじやないか、それほど難しい問題であるということならかし、それほど難しい問題であるということならかし、それが何でもしないで、ただ言葉で、決意だけで平和的で、その解決するための手段として平和的で解決するための手段として平和的で解決するための手段が見えてこないじやないか、それは

施設を充実させている、こういう情報も入つてき

る方途はないかとその道を模索しているわけでございます。その後も我が国としては何とか平和的な解決の方途はないかとその道を模索していきますけれども、現時点においては、まだ具体的にその手段、方法が見えてくるというには至つておりません。

しかし、先ほど政府委員から答弁いたしました

ように、現在の我が国の対応、つまり我が国の立場を機会をとらえて鮮明に申し入れている、こうしたこと�이得ないということは申し上げておきたいたと存じます。

○東(祥)委員 要するに、今後取り組んでいく方

針もまだわからぬ、お手上げ状況であるといふことですか。

○池田国務大臣 いえ、あくまで平和的な手段、

方法で解決を図りたい、こういう方針は確定しておるわけでございます。それを実現する具体的な

手段、方途はまだ今の段階では見出さず、いつ

まで、みんなが心配していることであり、みんながじくじたる思いで聞いている問題だ、このよう

に私はとらえます。

非常に難しい問題であるということをわかつた

上で、みんなが心配していることであり、みんながじくじたる思いで聞いている問題だ、このよう

に私はとらえます。

○池田国務大臣 委員御指摘になりました中で、

例えは接岸施設の工事等に対して外交ルートを通じての申し入れ、こういったもので解決の方途は

見出せない、それはあるいは御指摘のとおりかも

りません。これは先ほど申しましたような、い

わゆる実効的支配が確立するのを阻止する、そ

ういう効果にとどまると言わればそのとおりかも

りません。しかし、そのことも大切な日本とし

ての対処であらうと考えております。

さて、領有権の問題そのものを解決するために

例えば竹島の領有の問題に関しては、韓国側で

もういろいろな研究が進んでいますと聞いています。

日本でも研究が進んでいる。しかし、それがお互

い言いつ放して、どうにもかけ橋がない。そのか

け橋をつくってあげるというのだけ、僕は、当

然政府はできる問題だろう。しかし、そういうこ

とも何もしないで、ただ言葉で、決意だけで平和

的で解決しますと言うのは、それは問題の先送り

もやつてしまつて残念ながら、現段階で

まだ何か方法がないのかどうな

いことでござります。しかし、あくまで平和的

にやつてしまつたと、それが一体いつで、またどのような道になり

て、それが具体的に何をやられているのか。国際司法裁判所で韓国側が一緒に乗つてこない、し

たがつて、だめになりました。では、そのほかに

第三者を経由して何か方法がないのかどうな

のか。何をおやりになつているのですかと、う

か、そういうことを僕はお尋ねさせていただいて

いるのです。

○東(祥)委員 やはりまだ日本と韓国との間にお

うな印象も受けます。もし本当に総理が目指さ

れては本當に何でもざつぱらんに話し合えるよ

うなそういう信頼関係が樹立されていないとい

うことを一方において言つてゐるのか、僕はこの

うな印象も受けます。もし本当に総理が目指さ

れては本當に何でもざつぱらんに話し合えるよ

うなそういう信頼関係が樹立されていないとい

うことを一方において言つてゐるのか、僕はこの

うな印象も受けます。もし本当に総理が目指さ

れては本當に何でもざつぱらんに話し合えるよ

うな印象も受け

況になつてくるという可能性もあるわけです。だから、そういうことを踏まえるならば、ただ単に今までの問題は今までの問題として、これから一步進めていくためには、やはり政治家がイニシアチブをとつて一歩踏み込んでいただいてやっていだかないと、何が何だかわからなくなつてしまふ、それも私は強く感じる次第です。

ニシアルの終わった直後でありましたが、韓国の方には韓日屈辱条約粉碎というプラカードが立ち並び、場所によっては私たちの一行の移動が警備を必要とするような状況がありました。それから随分の時間がたちましたが、本質的に、私は、その当時から必ずしも両国の関係が本当に根づいたものになってきていないような気が

なければいけないのでないだらうか、私は、実はこのところそした感じを持つようになりますた。そんな思いを持ちながら、私はこれからも努力をしてまいりたいと存ります。

また、先ほど、外交交渉の難しさを十分御理解の上で、ある段階においては当然政府としてこれを明らかにする責任があり、また行政府としての

持、海上保安体制の整備についてお伺いするわけ
でありますけれども、どうしてもこの際お聞きを
しておきたい、そう思つておることがございま
す。

実は、先ほどからも議論があつておりますが、
私どもは、この海洋法条約の審議を通じて、政府
の答弁によつて明らかにされておるが如く、この毎

してなりません。

一時期、私はボーカルの活動を通じて、若い人々の交流から何とかこうした方向に行かな
いかという努力をした時期もございます。そし

責任の持ち方をどうするかという御指摘がございました。

洋法条約は我が國にとって國益に沿うものである、こういうことが言られておるわけあります。私は、國益とは一体何ぞやということを、この審議に当たつて、政府の最高責任者にどうして

いうふうに僕は思います。それによつて国民のパックアップを受けて、支持を受けてまた交渉を臨んでいいける、そういう使命が国民の代表である政治家に本来あるのだろうと僕は思いますが、そ

で、そういう文流は今それなりに続いてはおりま
すものの、細々とという感じに次第になってきて
いるよう思えてなりません。

議をいたたくというのが筋だと思います。

ただ、そのプロセスにおきましては、交渉過程の一部始終を公表することは決して我々にとって有利ではありませんんで、その点についてはどうぞ御理解をいただきたい。そして、党派を超えて

もお聞きをしておきたいわけであります。

れもなかなか示せない状況であるということは外交交渉の難しさで、それもよくわかります。そうであるとするならば、結局、海洋法条約が批准された後、後の責任は行政府に行ってしまふわけで、すから、その結果に対してはちゃんと責任をとつ

問題というものは本当に遠い問題だったというお話をありました。恐らくそうあります。しかし、あの水域に漁業権を持つ、これは鳥取、島根あるいは山口、日本海側の各地、中国五県の関係者、これにとっては決して遠い問題ではないわけ

国会として政府の交渉努力に対しての支援を心からお願いを申し上げます。
○東(祥)委員 終わります。ありがとうございます。

領土領海の保全などであります。そういう意味で、私は、この国際法条約を批准することが我が国の國益につながるのだという政府の見解に基づいて、改めて總理、國益とは一体何か、御所見を賜っておきたいと思います。

○橋本内閣総理大臣　ちょうど初めて国会に当選いたしました。お詫びいたします。どうか、最後に総理、一言、「二言でも構いませんので言つてください」と思ひます。どうか、おきたいと思います。

であります。そして、そういうことをこの機会に国民が思い起こしていただいただけでも一つの前進があつた。私はそう思いたいぐらいの気持ちであります。

○辻委員長 高木義明君。
○高木(義)委員 新進党の高木義明でござります。持ち時間の範囲で総理並びに関係大臣にお尋ねをしてまいりたいと存ります。

○橋本内閣総理大臣 先日、外務委員会にお招きをいたきましたとき、同様の御質問がございました。そしてそのとき、私はこういう言い回しを使いました。「その周囲をすべて海に囲まれてお

いたしましてしばらくたちました昭和四十年、私は、党の指示によりまして、学生たちを数名連れまして韓国の大学所在地を全部回りました。そしてそのとき、我々が知らなかつた韓国を、といいますか朝鮮半島を、我が國が植民地支配として合併いたしておりますした当時のさまざまな状況といふものを如実に知らされました。しかし、学校教育において私はそういうことを学んだ記憶は全くありませんでした。今日もそうしたものは必ずしも日本の教育の中で教えられていると私は思つております。そして、そのとき非常なショックを受けましたし、一緒に参りました学生たちも大変なショックでありました。ちょうど日韓条約のイ

対応といふものを、我が國のマスコミに余り感謝することはありませんけれども、日本のマスコミがこの問題に対して冷静な対応をしていること、これに対しても本当に多としております。韓国側で非常にボルテージの上がりましたとき、同じレベルで日本側のマスコミが反応いたしましたなら、それ自体が非常に厄介な事態を生ずると私は思います。そして、この問題について日本の主張をきちんと続けながらも冷静な報道を続けていくことに、私はこれは感謝をしたいと思います。

そして、どうすればもっと両国の国民の間の相互理解が進むのか、そしてそのベースにある問題を皆が知るのか、一度原点に返ってここから考え

批准並びに国内関係法律の整備につきましては、我が国において、まさに海洋国家の大きなシンボルとして、ことし七月二十日は海の日、記念日として国民の祝日に制定をされた。このことからいつても、我が国は海に面し、そしてその恩恵をこうむりながら、地理的にも歴史的にも海とともに発展をしてきたその経緯を考えますと、私は、本年このことがこの国会で成立をして、国際社会の中で海洋国のが、むしろ海洋先進国として大きな一步を踏み出す貴重な時期だと考えておるわけであります。

私は、特にこの時間帯、いわゆる海洋法の題旨に基づいた実効性を確保するために、法秩序の維

ります。日本この国はどちらもしては、まさに長い間海といふものが生命線という言葉を使われるぐらいの重みを持った存在でありました。今日、航空路が非常に発展してくる中で、いつの間にか我々は必ずしもその海の重要性というものを意識しなくなつております。しかし、資源の乏しい我が国が資源を確保する輸送路は、ほとんど海洋によるものであります。そして、これからも日本は海洋国家であり続けるであります。しかし、その海洋の秩序が守られ、平和であることが我が国にとって最も望ましいものであることは申し上げるまでもありません。これが先日外務委員会で私が申し上げたことでありました。

しておるつもりでありますけれども、周囲すべてが海で囲まれております日本にとりましては、ある意味では海は交通路であります。そして、すべての資材、我が国が必要とする資材、また輸出していく商品、その大半は海を渡るものであります。そして、いつの間にか航空路の陰に隠れておりますけれども、実は、海が果たす輸送という面における役割の大きさ、これは非常に大きなものがありますし、これが安定的に活用できるということは、日本にとって極めて大きな国益であります。

日本国がを資

たい、そのように頼つております。

○高木(義)委員 まさに國益は私どもの最も大切なものであります。同時に、國際社會の連携と協調の中で、いかにして國益を守つていくかというのが私ども政治家の大きな使命であり、責任であると思つております。

○池田国務大臣　領土の問題が國益の最たるものであるという御主張は、そのとおりであると思ひます。しかしながら、それが先決かどうか、領土問題をまず解決しなくてはほかの問題に取り組めないかとなりますと、ここはまたいろいろな考え方があるんだと、こう考える次第でございます。しかし、いずれにいたしましても我が國といたしまして、我が国外交の基本課題あるいは中心的な課題としまして、領土をきちんとしていくといふのは当然でございます。

業部会、たゞ、いすゞ、ます領とう觀点でござる。○高木はいきまるるわけでも、我ども、認識、感心、ござります。

この問題
す行つて
いる次第
ましても
きまして
考え、痛
は強く
持を貫い
の領土と
私は、
。高度
の問題

話し合いを進めていき
でございます。
「私ども今抱えており
も、我が国の国益とい
切に対応していく所存
を引き続きするわけに
な外交渉も理解でき
その中あります
「いう、そういう基本的
て頑張っていただいた
要請をしておきたいと

話し合いを進めていき
でござります。
「私ども今抱えており
も、我が国の国益とい
切に対応していく所存
を引き続ぎするわけに
な外交交渉も理解でき
その中もありまして
いう、そういう基本的
て頑張っていただいた
要請をしておきたいと

、同船はこれを無視し投てき具を使用した。
。韓國の聯合通信は、
木十一マイル、十二・六
航行中の韓國漁船が日本

、う海の中で、数限りな
状況があることを認識さ
れしと報道しておるの

事実と、それからその
保安庁ですか、ちょつ

れるわ
とお示
ます。

けであります
ついて、こ
しいいただき

す。この
れは海上
たい。

事実と、それからその
保安庁ですか、ちょつ

の十三日の午後十一時二
時どもの巡視艇の「あき

て漁業活動中と思われました。そこで

同船に立入調査を実施すべく停船命令を発したわけであります。しかし、同船はこれを無視しまして、体当たりをするかのような、いわゆるジグザグ航行でございます。これを繰り返して逃走いたしましたために、警告投てき具を使用したものでござります。警告投てき具と申しますのは、ソフトボーラー程度の大きさでございまして、これが色なりあるいは音、光を発するものでございます。

その後、ただいま先生お話しのように、韓国の方から、日本の巡視艇が韓国漁船に対して威嚇射撃を行ったというような報道がございました。事実関係は今申し上げたとおりございまして、いわゆる威嚇射撃を行つたという事実は全くございません。そこで、外務省に対しまして事実関係をお知らせすると同時に、報道機関に対しましても事実関係の広報を行いました。その結果、韓国のマスコミにおきましても、日本の巡視船は韓国漁船に銃撃を加えたのではなく、警告投てき具を発射したという旨の記事が載つておるところでございます。

○高木(義)委員 水産庁長官にお尋ねいたしますが、水産の各業界においても、ある意味では利害が異なる場合があるのです。

しかし、沿岸漁業にとりましては、私ども、我が国の今後の沿岸漁業はいわゆる栽培型漁業を中心にしてますます振興を図らなきゃならぬという一つの基本方針もありますが、この沿岸漁業とりましては、この条約批准によって二百海里の全面設定、全面適用、これはもう長年の悲願であります。なぜなら、いわゆる外国漁船による不法操業、密漁あるいは漁具の被害が後を絶たない状況であります。

例え、長崎県の五島、壱岐、対馬などの離島の近海では、平成六年度では、被害件数、韓国漁船によるものが三百三十八件、五千六百万円の損害、中国漁船による被害は百三件、二千二百万円、こういちう状況が示されております。韓国、中国のまき網、底びき網漁船によってシイラ漁、タコつば漁、はえ網漁、こういったロープが引き

馬におきましても漁業被害として、イカ釣り船が集魚した魚群を、韓國底びき船が根こそぎそれをとっていく、こういうことで、現地では非常に死活の問題だという悲鳴が、これはもう既に承知のとおりなんです。こういった状況の中にあります。

しかし、これは運輸省が発表しておりますが、これらの監視、取り締まり状況の推移を見ますと、漁業水域における韓国の漁船の検査、警告、退去の件数は減少しておるんですが、領海内では警告、退去の件数は年々ふえ続けておる。平成七年は百八十八件、前年の二・七倍にもなっています。そういう状況が間々あるわけですが、外務省として、これらの事実について嚴重な抗議をしておるんですか、いかがですか。

○加藤(良)政府委員 我が国周辺水域での韓国漁船の操業実態につきましては、地元の関係者の皆様からも我々も連絡をいただいて、これを承知しております。この問題の重要性を強く認識しております。

それで、これまで、首脳の間あるいは外務大臣のレベル、それらを初めとする日韓間の協議の場にも、韓国政府に対して、韓国漁船に対する指導、取り締まりの強化をずっと一貫して粘り強く働きかけてきております。また、中国につきましても、近年周辺海域において中国漁船による我が国漁船の操業妨害、漁具の損傷などのトラブルが発生しているために、日中漁業共同委員会などの場において中国側にその改善を申し入れております。なぜなら、いわゆる外國漁船による不法操業、密漁あるいは漁具の被害が後を絶たない状況でございます。

最近では、五月の九日、十日、東京で第一回の日韓漁業実務者協議が、四月三十日の日韓外務大臣会談を受けて行われたわけでございますが、この際にも、韓国側から取り締まりや違反防止の努力によつて韓国漁船の漁業協定自主規制措置達成の件数は減少しているという説明がなされたの

に対しまして、日本側からは、西日本海域では違反操業、件数は減少しているけれども、北海道水域においては増加しているということを指摘しております。あるいは監視区域がさらに広くなるわけでありまして、そのほとんどが船名を隠していくなどとおりなんです。こういった状況の中にあります。

最近では薬物、銃器の密輸入、あるいはまた密入退去の件数は減少しておるんですが、領海内では警告、退去の件数は年々ふえ続けておる。平成七年は百八十八件、前年の二・七倍にもなっています。そういう状況が間々あるわけですが、外務省として、これらの事実について嚴重な抗議をしておるんですか、いかがですか。

○高木(義)委員 漁業の被害もさることながら、最近では薬物、銃器の密輸入、あるいはまた密入退去の件数は減少しておるんですが、領海内では警告、退去の件数は年々ふえ続けておる。平成七年は百八十八件、前年の二・七倍にもなっています。そういう状況が間々あるわけですが、外務省として、これらの事実について嚴重な抗議をしておるんですか、いかがですか。

○高木(義)委員 我が国周辺水域での韓国漁船の操業実態につきましては、地元の関係者の皆様からも我々も連絡をいただいて、これを承知しております。この問題の重要性を強く認識しております。

それで、これまで、首脳の間あるいは外務大臣のレベル、それらを初めとする日韓間の協議の場にも、韓国政府に対して、韓国漁船に対する指導、取り締まりの強化をずっと一貫して粘り強く働きかけてきております。また、中国につきましても、近年周辺海域において中国漁船による我が国漁船の操業妨害、漁具の損傷などのトラブルが発生しているために、日中漁業共同委員会などの場において中国側にその改善を申し入れております。なぜなら、いわゆる外國漁船による不法操業、密漁あるいは漁具の被害が後を絶たない状況でございます。

したがつて、いわゆる領海十二海里、接続水域二十四海里、こういう取り締まりの管轄権が当然我が国にあるわけであります。もちろん公海上における追跡権も今回認められるわけでありますけれども、海上保安庁が今まで以上に持つ任務、これが大きく海洋法の批准によつて変わつてくるのではないか、今までの国としての基本方針を新しく、いわゆる発想の転換をしていくときではないかと思つておるんですが、その点についてどのように認識をされておりますか。

○高木(義)委員 現在の体制では、公海上におきましてはいわゆる旗国主義の原則がまだございまして、自國の、日本で申しますれば、日本の船舶に対する規定につきましては、まだ現在法制度が整備されておりませんので、今後関係省庁と検討の上対処してまいりたいというふうに考えております。

○高木(義)委員 この問題はやはり大切な問題と

思うんですね。まだ今から法整備をしていこうという話ですが、非常に時宜を失していると私は思っていますよ。だから、今私はこの海洋法の、これの議論が出ております。今の海上保安庁の人員体制あるいは装備、これは例えば一万二千人体制なんですが、海上保安大学校、海上保安学校、なかなか海に働く方々が少なくなつていくという社会的な状況、そういう中にあって、一体これをどう確保できるんでしょうか。時間もありませんからまとめて申し上げますが、装備についても、平成八年度までに代替整備の対象となる艦船が四十隻、平成十三年までに代替整備の対象となる船が百三十五隻となつております。いずれもいわゆる老朽化と言われる耐用年数が過ぎた船の代替建造でこの状況ですから、これに先ほど私がいろいろな事例をとらえて申し上げましたが、足の速い船、情報収集を的確にする機材、こういうものを装備するには、これは並大抵のことじやないです。だから運輸大臣も、委員会でもかなり来年度予算に対する心構えとかあるいは一つの中長期の整備計画、こういうものと言われておりますが、これは運輸省という一つの省の問題でなくて、この際、日本の海洋国家としてしつかりした法整備あるいは体制を確立することが私は何よりも大事であらうと思うわけです。

きょうは海上の保安の問題を中心にしていましたけれども、そういう意味で、外務大臣、領事も大切なことなんです。領土領海を守る、これが国益の大きな要件だらうと私は思つております。

最後になりましたが、総理大臣、海上保安について私が危惧するがないように、改めて、新しい発想で整備をする気持ちがあるが、海上保安庁には大変関心の深い總理でござりますので、その辺の決意なり御所見を賜つておきたいと思います。

最後の質疑ということで、しかし海洋法そのものを申し上げておきます。

○野呂委員長 野呂昭彦君。

〔社委員長退席、松前委員長着席〕

○高木（義）委員 時間が参りましたので、終わります。

○松前委員長 野呂昭彦君。

○野呂委員 総理以下関係閣僚の皆さんには大変御苦労さまであります。また、自民党在籍当時には大変お世話をになりましたことを、この席をかりてお礼を申します。

○池田国務大臣 韓国並びに中国との間の漁業協定に関する問題について、TAC制度の導入といふことについても水産の関係業者がやはりこの際思っている漁業権等非常にこれまでの難しい状況を抱えておる漁業そのものの中で、今回のこの海洋法一連の問題について、TAC制度の導入といふことについても水産の関係業者がやはりこの際思っており取り組んでいかなければならぬ、そういう認識に立つておる。先ほどいろいろと中国や韓国のいろいろなトラブルといいますか、漁船問題等も含めた海上保安問題の御指摘もございましたけれども、そういうこともあってのことではあ

ただ、私は本当に今の御質問を心の中でうれしく拝聴しておりました。そして、この機会に、少しでも多く海上保安庁の業務といふものに国民の理解を得ることができれば、かつて運輸大臣を務め了一人としても非常に幸いに思います。

ねまして「海上保安友の会」というものをつくるべき手続きで、私はその会員の第一号になりました。同時に、非常におくれておりました航空機の装備、ジェット化を進め、あるいはその他高速船艇の整備等、私なりにお手伝いをしてきたつもりであります。しかし、なかなか保安官の業務そのものを国民に見ていただく機会が少ないだけに、必ずしも国民的な関心を今日まで呼んでまいりました。

とは思つておりません。それだけに、私ども政府として、今後、今議員が御指摘になりましたようなこと以外にも、例えば海上環境汚染犯に対する対応といったものも入ってくるわけでありまして、量的にも質的にもこの業務は拡大をするわけありますから、人的な要請をも含めて、近代的装備を有する船舶の整備、航空機の整備等を含め、執行体制の一層の拡大に私なりに努力をしていきたい、そのように思います。

国会の御支援をこの場で心からお願ひを申し上げます。

さいます。そういう基本方針にのっとりまして現在両国との間のいろいろな協議を進めるべく努力しているところでございまして、韓国との間におきましては、今月の九日と十日に漁業実務者の間の協議を行つたところでございまして、次回の協議についた中国との間では、四月の九日及び十日に漁業等、また海洋法の関係につきまして、非公式協議を行つたところでございまして、今は外交ルートで調整中、こういうことになつております。

こういう發音でござりますが、二二かうじうう、

う意味では、これはもしも順調に話し合いが進展しないといふようなときにはもう終了通告を出すとか、それぐらいの腹構えがないと、またそういう既然なる態度でいかなければ、やはり二国間の協定の話も順調に進まないのではないか。そういう意味では、そういう腹構えも持つておられるのかどうか。そこでもお伺いしておきたいと思います。

○池田国務大臣 現行の協定に委員御指摘のような規定があるのは十分承知しておりますし、また関係方面からいろいろ今お述べになりましたような趣旨の、強い決意を持って臨めというお話をちょうどいたしましては、そういったことも私たちもござつておるに当たります。

それから次に、TACの関係について農林大臣にお聞きをいたしますけれども、漁業の管理制度というものが、今回のこのTAC制の導入ということで、これまでの漁業法等に基づいて入り口規制やつておったのが、今回TAC制度を導入ということでお、漁獲量、すなわち出口での規制が本的には変わっていくわけですね。我が国においては、その両構えをしばらくとりながらといふことでござりますけれども、しかしこのことと自体が、要するにこれまでと管理体制が百八十度、出口と入り口で変わってくるわけであります。

そのことと自体が漁業経営等に影響するところ極めて多いわけでありますし、また世界最大の水産物の輸入国というようなことからいたしまして

いろいろ、地域の漁家にとってはこの二百海里がプラスになつたりマイナスになつたりする地域もあるようでございますが、おかげさまで日本の漁家、漁民の方々、全面適用、全面設定ということことでこの二百海里に非常に期待を寄せていらっしゃいます。そういう意味でも、今御指摘がありましたように、資源管理型の漁業システムが一日も早く確立されて、日本の漁家が長期に安定的な漁業ができる仕組みをつくつていかなければならぬと思つております。

いきなり入っていくわけでございますから、委員御指摘のような不安も心配も我々もあります。試行錯誤もあると思いますが、そういった理想に向けて頑張つてまいる所存でございます。

○野呂委員 精力的にやつていただきなければいいかぬのです
が、事がうまくいけばそれはいいのでありますけれ
ども、国内的にも今同時に整備を進めていかな
ければならない、しかし、これが順調にいかな
い、だんだん長引いていくということになります
と、どうしてもその前提がまた崩れてくるという
ことになるわけであります。

そこで、この二国間の協定では、通告をして一
年とか三ヶ月後にその協定を自動的に終了させ
る、こういうこともできるわけですね。これはい
ろいろと、我が國だけではない、隣国との友好的
な問題ありますけれども、しかし、この問題はや
はり国益の基本になるところだけに毅然たる態度
が必要だろう、こう思うわけであります。そうい

まして、早期にしかも円満な解決が得られるよう
に努力をしてまいりたい、こう考える次第でござ
ります。

○野呂委員 五月十三日現在で条約の締約国は九
十カ国になり、五月十五日には中国が全人代で承
認をしたというようなことで、中国も韓国も含め
てこういうふうな状況になってきております。で
ありますだけに、この海洋法の基本的な考え方方と
いうのはもう両国ものんでおるのでありますか
ら、そういう意味で、どうぞ御努力をいただい
て、それが早期に解決することを心からお願ひを
申し上げたいと思ひます。できたら、やはりいつ
までにといふぐらいの構えをひとつ十分に持つて
やっていただきたい、このことをお願いを申し上
げておきたいと思ひます。

点に関してどのように取り組まれるのか、確認をしておきたいと思います。

○大原国務大臣 委員御指摘のとおり、新しい法秩序のもとでいわゆる資源管理型漁業ということに相なるわけでございまして、資源の乱獲をその他についてはやはり新しい規制がかぶつていかざるを得ない。現在、いろいろ日韓、日中の間にトラブルもあり、さらにまた密漁等を入れると漁獲量もわからないという面もあるわけでございますから、今後の折衝を通じてお互いの漁獲量もはつきりさせなければならぬし、そしてまた、TAC制度における日本の資源の実情等も、今まで以上にエネルギーの要る作業が待っている、こう考えております。

ものを国が国際的な規模の中で変えていこうといふことに決定をしてきたことありますから、そこら辺は個人の努力では何ともならないという大激変の状況にあるわけですね。

そうすると、やはりそういった対策、減船だから廃業、減収が起こってくる、こういったことに 対する思いやりといいますか手当てといいますか、こういったものが当然また大事なことになつてきます。これらはちゃんと処置をしなければならぬというお考えで取り組んでいただきわけでしようか。そこも確認をいたしておきたいと思ひ

○ 大原国務大臣 我々は、委員がもう既に御存じの、農林水産委員会でも御質疑がありましたが、いわゆる知事の管理権限、国の管理権限、その中

いろいろ、地域の漁家にとってはこの二百海里がプラスになつたりマイナスになつたりする地域もあります。そういう意味でも、今御指摘がありましたように、資源管理型の漁業システムが一日も早く確立され、日本の漁家が長期に安定的な漁業ができる仕組みをつくつていかなければならぬと思つております。

いきなり入っていくわけでございますから、委員御指摘のような不安も心配もありまます。試行錯誤もあると思いますが、そういうた理想に向けて頑張つてまいる所存でございます。

○野呂委員 それで、TAC制度のもとで、大臣管理漁業と知事管理漁業、こういった間の不公平が生じないようにしていただきとか、こういった問題も極めて大事だと思います。

それから、例えばTAC制度で漁船の量だとかあるいは漁獲努力量なんて言つたって、これはなかなか今までのようにはいかない。それが抑えられるというようなことになつてきますと、削減とかあるいは減船、廢棄あるいは減収が起こつてくる、こういう事態が参ります。これは、制度そのものを我が国が国際的な規模の中で変えていくうことに決定をしてきたことでありますから、そちらは個人の努力では何ともならないという大激変の状況にあるわけですね。

そうすると、やはりそういった対策、減船とか廃業、減収が起こつてくる、こういったことに 対する思いやりといいますか手当てといいますか、こういったものが当然また大事なことになります。これらはちゃんと処置をしなければなりません。いうお考えで取り組んでいたくわけでしょうか。そこも確認をいたしておきたいと思います。

○大原国務大臣 我々は、委員がもう既に御存じの、農林水産委員会でも御質疑がありましたが、いわゆる知事の管理権限、国の管理権限、その中

に漁業調整組合がたくさんあるわけでございますけれども、そいつた総合調整を完全にしていく必要があります必要であらうと思います。

さらにまた、さきの減船等の問題でございますけれども、特に二百海里の外側で漁業をしていらっしゃる方々がたくさんあるわけですね。これらの方々が、二百海里によって縮め出されるのでないかといふ御不安を非常に抱いていらっしゃる方々があることも承知しております。それらの実情を踏まえながら、委員御指摘の問題についてはやはり適時適切に対処していかなければならぬ、かようになります。

○野呂委員 大変大きな関心事でもありますから、その点はしかとよろしくお願ひを申し上げておきたいと思います。

それから次に、水産物全体の自給力とかいったようなことについてでありますけれども、今世界の水産生産量というのは一億トンぐらいで、大体頭打つの状況で推移しておると言われてもおりませんけれども、一方で地球上の人口爆発という大変深刻な事態が今進みつあるわけでございます。そういう世界人口の急増が予測をされる中で、水産物の重要性といふものもこれも実は一段と高まってきたおる。しかしながら、我が国においては水産物の自給率が低下もいたしておるわけであります。ここ数年、少なくとも水産の生産量も減少傾向にございます。一方で、我が国においては輸入水産物は世界の全水産物貿易量の約三割多いわけであります。もちろん、国民の水産物の食料確保という意味からいへば、輸入においても秩序ある輸入体制というものが必要でありますし、また、国内生産においても、いわゆる生産を維持することとのできる活力を維持していくということが大変大事であります。

そういう意味では、輸入水産物の秩序ある輸入

体制でありますけれども、これは一兆七千億円ぐらいい金額でいくとあるわけでありまして、こういった輸入水産物の規制というような問題についてどうお考のだらうか。あるいは輸入関税が

大体八百五十億円ぐらいになるということでござりますけれども、この際、こういう大激変の水産業界を考えますと、我が国の漁業が国際競争力が持てるように、やはりこういうものをそいつたように活用していく、こういう考え方も極めて妥当な考え方ではないのかな、そこらのことも含めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○東政府委員 ただいまの輸入制度の問題をまずお答えさせていただきますが、御承知のとおり、沿岸、沖合の主要魚種につきましては、これはまだ我が国は輸入割り当て制度のもとに置いております。それで、今輸入が急増しておるものは、マグロ類とか遠洋のもの、それからサケ、マスといふようなものが中心でございまして、それらのものにつきましても、需給会議等で過剰な供給にないような話し合いといいますか、そこまで具体的ではございませんが、需給の秩序ある輸入ができるようなことを期待いたしましてそういう會議等をやつております。

それからもう一つ、関税収入、今八百五十億と言わされましたか、一般的にいいまして、特定の歳入を特定の歳出に充てるということは財政の硬直化というようなものがあるようでございまして、これはとるべきではないのではないかと思います。

○野呂委員 八百五十億というものは、やはりこちらに八百五十億と申されましたか、水産予算は約四千億くらいござりますということを申し上げておきたいと思います。

大激変を迎える漁業を取り巻く状況の中では、例

えば生産の問題、流通の問題あるいは経営の問題、地域振興から漁業の問題、いろいろと各般にあり、そして、そういう中で水産業がきちんと經營をされていくということは、今後は、大きく見てどうお考のだらうか。あるいは輸入関税が

大体八百五十億円ぐらいい金額でいくとあるわけでありまして、こういった輸入水産物の規制というものがござりますね。これはまた地球規模にも貢献をする、そういう意象を持てるよう、やはりこういうものをそいつたように活用していく、こういう考え方も極めて妥当な考え方ではないのかな、そこらのことも含めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○東政府委員 ただいまの輸入制度の問題をまずお答えさせていただきますが、御承知のとおり、沿岸、沖合の主要魚種につきましては、これはまだ我が国は輸入割り当て制度のもとに置いております。それで、今輸入が急増しておるものは、マグロ類とか遠洋のもの、それからサケ、マスといふようなものが中心でございまして、それらのものにつきましても、需給会議等で過剰な供給にないようないよな話し合いといいますか、そこまで具体的ではございませんが、需給の秩序ある輸入ができるようなことを期待いたしましてそういう會議等をやつております。

それからもう一つ、関税収入、今八百五十億と言わされましたか、一般的にいいまして、特定の歳入を特定の歳出に充てるということは財政の硬直化といふようなものがあるようでございまして、これはとるべきではないのではないかと思います。

○野呂委員 八百五十億というものは、やはりこちらに八百五十億と申されましたか、水産予算は約四千億くらいござりますということを申し上げておきたいと思います。

大激変を迎える漁業を取り巻く状況の中では、例

いかな、こう思うのであります。
そこで、実は農林大臣、この漁業におきましては沿岸漁業等振興法、沿振法ですかね、これと農業基本法と比べてみると、幾つかそれがいわゆる農業における農業基本法と同じよう

な役割を果たしておるとよく言われておるわけあります。が、この沿岸漁業等振興法、沿振法ですかね、これと農業基本法と比べてみると、幾つかありますから、そういう意味での取り組み問題全般をされていくといふことは、今後は、大きく見てお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○東政府委員 ただいまの輸入制度の問題をまずお答えさせていただきますが、御承知のとおり、沿岸、沖合の主要魚種につきましては、これはまだ我が国は輸入割り当て制度のもとに置いております。それで、今輸入が急増しておるものは、マグロ類とか遠洋のもの、それからサケ、マスといふようなものが中心でございまして、それらのものにつきましても、需給会議等で過剰な供給にないようないよな話し合いといいますか、そこまで具体的ではございませんが、需給の秩序ある輸入ができるようなことを期待いたしましてそういう會議等をやつております。

それからもう一つ、関税収入、今八百五十億と言わされましたか、一般的にいいまして、特定の歳入を特定の歳出に充てるということは財政の硬直化といふようなものがあるようでございまして、これはとるべきではないのではないかと思います。

○野呂委員 八百五十億というものは、やはりこちらに八百五十億と申されましたか、水産予算は約四千億くらいござりますということを申し上げておきたいと思います。

大激変を迎える漁業を取り巻く状況の中では、例

ます。

○大原國務大臣 先日もお答えしたところでござ

いましたが、三十六年に農業基本法でしたか、沿振

法がたしか三十八年だったと思うのですね。戦後

そういう形でスタートをしたわけでございますけれども、我々はこれを漁業基本法だ、したがつて漁業白書もこの基本法に基づいて出すという仕組みがあつたわけでござります。農業基本法も古びた箱になつちやつたから新しい革袋をつくるべきやいかぬのじやないかという動きがあることは、委員御承知のとおりであります。ましてや海洋法という新しい秩序の中で、我々も委員御指摘のような考え方を持つております。そのためには、最近水産庁におきまして、東京水産大学の小野征一郎先生を座長とする水産研究会も発足させたばかりでございます。非常に重要な御意見と思いまして、今後十分検討させていただきたいと思います。

まず、橋本總理大臣にお伺いいたしたいわけですが、さういふことはございませんが、過日、總理大臣は原子力安全全般をミットへ行かれまして、その中で大きな課題でございました、ロシアが低レベル液体廃棄物を海洋投棄をしておった問題について、ロシアに行かれました前から總理大臣は、この問題が大変大きな課題である、せひともエリツィン大統領が改正ロンドン条約を受諾していくだく決意を表明をしていましたが、こういうよくなき思いで行かれたといふことが新聞にも報道されました。しかるに、總理大臣が行かれまして、結果としてはエリツィン大統領からそういう決意表明があつて、ロンドン条約の受諾も明確になつた、これは大変喜ばしいことであると私も思つております。總理大臣も大変

体から生ずるプルトニウムなどの量あるいは管理の状況について全く明らかにいたしておりません。先般のモスクワにおける原子力安全サミットにおきまして、私は、そうしたことも念頭に置ながら、核兵器国が核兵器の解体から生ずる核物質を早急に IAEA の保障措置のもとに自発的に置くよう強く求めたところでございます。今我が国にとってと言わわれましたが、我が國以上に、陸続きのヨーロッパ勢にとってはこの問題はもつと深刻な課題でございます。我々としては、ロシアの核物質のこうした管理の透明性の向上というものはこれからも強く求めていかなければなりません。せん。

が作戦行動中に投棄しているであろう、そういう廃棄物問題については、話題にならないし、またそれを制約する国際的な規制もないのですね。こういう問題についてどのように思われるか、簡単な總理大臣の所見で結構でございます。
○橋本内閣總理大臣 まず第一に申し上げなければなりませんことは、我が国は、原子力船「むつ」の実験の途上におきまして放射能漏れが生じたことから、これが大変な混乱を生じ、結局ほどんど実験ができないままに廃船という運命をたどりましたために、こうした問題について極めて関心がありそうでありながら、実はたまたまマスクミが取り上げた問題は非常に皆さんのが心配されずけれども、それ以外の問題は全く気にしないと

確かに農業基本法も新しい検討が始ま

ますけれども、漁業権を含めた漁業調整の難しさもござります。そういった問題を網羅した中で基本法といふものをひとつ進めていただきたい。そして、政府におかれれば、全般、大変国益の極めて極めて重要なことだけに、今後一層取り組みを上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

けれども、まずは基本的な認識として、現在よく言われておりますが、ロシアの核管理危機は世界の核管理危機である、とりわけ隣国である我が国にとって、ロシアの核管理というものが十分円滑に進むかどうかは決して人ごとではなく、我が国にとっての最重要案件である、こういう深い認識にお立ちになつてゐるのかどうかということが一つ。あわせまして、それに伴いまして、海洋投棄

家会合を今年中に開催することが原子力サミットにおいて決定されました。日本としても、これには積極的に参加をいたしまして、ブルトニウム等の取り扱いに関して我が国の有する技術あるいは経験をもとに貢献していきたいと考えております。

松前委員長退席　井上委員長着席

をしないということは大変ほしいわけですが、海洋投棄をしないということは、いわゆる解体されて出てまいります。プルトニウムやウラン並びにミサイルの燃料、それから老朽原子力潜水艦から出てくるさまざまな廃棄物、これを全量陸地処理処分するということを意味しているわけです。しかし、この状況が大変危ういということがさまたげなテレビや新聞でも報道されております。こ

持ち時間が大変少のうござりますので、まず大臣にお伺いをさせていただきますので、現状の認識並びに今後の施策の方向、そして決意等をまず関係大臣に端的にお述べいただきまして、余剰の時間がございましたら技術的なことを政府委員等の方々にお尋ねしたい、こんなふうに思つております。御協力よろしくお願ひ申し上げます。

○橋本内閣総理大臣　まず第一に申し上げなければなりませんことは、ロシアは、非常に軍事上の機微な問題にわたるということから、核兵器の解持ちになつておられるのか、お尋ね申し上げたいと思います。

ム、核廢棄物等々の処理の問題が出てきているわけです。一方、素朴な庶民感情として不思議なのは、そういう解体によって出てきたものについての処理については話題になつてゐる。また、老若男女が原潜を解体してそこから出てきた液体放射性廃棄物が日本海に投棄されたということは大きな話題となる。ところが一方、各国の現役の原子力艦船艦

することは考えられないわけでありますから、問題としてそれほど深刻なものとして世間がとらえていないのがあるいは正確なのかもしません。ただ、むしろ、先ほどちょっとお触れになりました点で申しますならば、今日本海側には、我が国の協力によりまして、ロシアの低レベル放射性廃棄物の貯蔵施設が整備されつつあります。そしてそれほど深刻なものとして世間がとらえて

て、それを前提にして海洋投棄をしないということが明言されているわけですが、問題は、ロシアの抱える海域は我が国に面した部分だけではないわけでありますと、他の地域になりますとなお問題を残しているのではないかろうかと、ちょっと懸念を持つておることを申し添えます。

○上田(晃)委員 時間が大分迫つてしまりましたので、次に、外務大臣にお尋ね申し上げたいと思いますが、閣連事項でございますが。

か、いろいろなことを言われています。解体がおくれて、そのうちに潜水艦が沈んでしまうのではないか、こういうような報道をされています。さらに、ロシアの環境保護資源省の安全局長は、テレビに出てまいりまして、これを解決するには二十五年かかる、こう言っているのです。これがテレビで全国に流れているのですね。これは一體どうなってしまっているのだ。こちらはやる気のあるのですが、向こうがまだ対応がまとっていない

機材の供与というのもござりますが、これらにつきましては日口間で協議を進めております。しかし、御指摘のようなロシア側のいろいろな事情もございますので、我が方からも積極的にこれを促進するよう働きかけてまいりたい、こう考えております。

○上田(晃委員) なかなか進まない理由は私も上手く存じ上げておりますが、先ほど申し上げたように

この解体兵器から出てくるプルトニウムの取り扱いについての議論もなされるやに聞いておられます。が、解体兵器から出てくるものをMOX燃料へ転換していくといふこの路線について、今後我が国としてはどういう主張をしていくのかということが当然問われてくると思います。その辺について、どういう方向で我が国は主張していかれるおつもりなのか、お答えいただきたいと思います。

○中川国務大臣 いずれにしても、我が国の基本

日露核兵器廃棄協力委員会が九三年の四月に設置されまして、一億ドル前後出資が決まりました。対ロ協力プロジェクトとして四点既に決まっているわけでございますが、この四つの対ロ・プロジェクトのうち、二年近くたつてやつと、一つ

かどうなかといふ問題です。
この辺について、外務大臣に、そのおくれていい理由、今後の対応方針について、どういう御決意で臨んでいかれるのか、ちょっとお尋ねしたいので待ちの姿勢なのです」ということだけでもよいの

いたいというのが国民感情だと思いますので、な
だ待つてはいるという姿勢ではなく、その辺のと
ころを鋭意御推進方よろしくお願い申し上げます。

方針として、政黨の基本として和ともの場合、は、自国の原子力発電所からの使用済み燃料を再処理し、回収されるプルトニウムその他の核物質をエネルギー源として平和利用する、そういう意味の核燃料リサイクルというのを政策の基本にい

放射性廃棄物の貯蔵施設が具体的な業者間の契約が済んだ。他の三つについては全然状況が見えていないんですね。核物質の貯蔵施設、それからミサイル液体燃料処理、緊急事態対処機材の供与、この三点についてはなかなか計画が進んでおりません。せっかく我が国としては一億ドルを出資しようということで詰めておるのですが、事務レベルにおいてはロシアの方にも、早く進めよう、こういう催促がされているやに聞いているのですが、いろいろな事情がおありのようございまして、なかなか進まない。

○池田国務大臣　委員御指摘のことございましたように、日本政府は九三年に旧ソ連に對して一億ドル相当の協力をすることを決定しました。そして、その後、ロシアも含めて四ヵ国との間で二回国間協定を結んだわけでございます。ロシアとの間で、全体の七〇%、八十一億九千万円を拠出することを決めました。

具体的にその対象施設として四つの分野を考えたておるわけでございますが、その中で、今御指摘のございました液体放射性廃棄物の貯蔵処理施設はかなりの進捗を見ております。それ以外にも、

過日の方にお尋ね申し上げたいと思います。
ちょっと難しい言葉ですが、防衛目的にとり不要とされた核分裂性物質という、これの取り扱いがいろいろ議論されたやに聞いております。この防衛目的にとり不要とされた核分裂性物質をどうするかという問題で、海洋投棄はしないということは決まったわけでございますが、陸地内で処理、処分、管理していくわけですね。その一つの選択肢として、MOX燃料にするという一つのプランがあります。いかがなダーハは、ロシアの廃棄核弾頭をもとに

たしております。一方、核兵器解体によつて発生するブルニウム等については、再び核兵器に利用されないということを基本にして、一義的には発生国みずからの問題として適切に対処していくだくというのがまた国際的にも重要なことである、こう主張をいたしてきております。総理が先ほど触れた、本年フランスで開催される専門家会合等において、こうした我々の主張をきちんと申し上げながら、また同時に、我が国が持つてゐる技術あるいはまた知見というものをこの専門家会合の参加の中で生かしていくようになつた貢献をしてまいりたい、このように考えてお

今後の方針なのですが、ロシアの国内問題があるので、それがおさまるまではしようがないといつて待ち続けるという姿勢でよいのかどうなのか。ロシア支援は、ロシアの支援をするとともに、先ほど来申し上げているように、ロシアの核管理危機は世界の核管理危機であり、当然私たちの日本の危機でもある、そういう大義の上から一億ドルが出资されて、早くそういったものはしっかり処理しよう、こういう趣旨で進めているはずのものが、全然進んでいない。

また、テレビなんかの報道によりますと、いまだにウラジオストク周辺に置き去りになっている潜水艦が、一説には百隻、一説には百六十隻とか。

例えば核物質貯蔵施設の建設協力ということです。核弾頭の解体から生ずるブルトニウム及び高濃縮ウランを安全に貯蔵するための施設につきましては、ウラル地方に建設するという予定になつておなりまして、これは米・日と三国の共同で進めることになっております。現在、米国が技術的協力を行いまして、施設の設計をロシアとで進めております。この大枠が固まつた段階で具体的な役割の分担を決めることになつておりますので、これで決してとまっているわけではない、作業は進んでいるわけでございます。そのほかに、ミサイル処理、固体燃料の処理、これはSLBMの解体に伴うものでございますとか、あるいは緊急事態に対処する

のブルトニウムを原発で平和利用してはどうだということで、手を挙げているようにも報道で聞いております。

さらには、これは個人的な見解ということのお話ですが、日本の原子力委員会の著名な先生である東大の鈴木先生も、日本でも、解体兵器からのブルトニウムを平和利用する、つまり燃料として燃やすということは十分可能である、またこれければ軍縮への貢献ということで国民の理解も得られるのではないか、このような御発言も、個人的見解のではないか、ということではございますが、原子力委員の著名な先生が発言をされております。

こういう状況にかんがみて、年末にまたパリで

ります。したがいまして、鈴木先生の御提案について、その詳細を承知いたしませんが、前述の我が国の政策の基本を踏まえて慎重に対処してまいりたい、こう考えております。

○上田(晃)委員 時間ですからもう終わりにしますが、最後に要望として、今回の安全サミットでMOX燃料化というプランチが出てきたということとは、当然ロシアの戦略としては、余剰のプルトニウムを、今後世界へ原子力発電所を売り込むための一つのビジネスとして外貨獲得の方途を開きたいという意図が明確だと思います。しかるにまた、カナダ等は手を挙げている。

そうなりますと、ロシアが余ったブルトニウムやウランを諸外国に売るという状況が恒常化してまいりますと、現在、今大臣お答えになつたように、我が国はよその國から買わないので、我が国は我が國から出たものをまた再処理して自己完結型でやるのだと、それが、今回の「もんじゅ」の事件等も含めて広く国民の中で理解されるかどうかといふ新たな問題が出てくると思いますので、その辺についてのこれからの方針、またわかりやすい説明をひとつ御検討いただきたい、このことを要望しておきたいと思います。

では、時間になりましたので終わります。大変ありがとうございました。

○井上委員長 次に、古堅実吉君。

○古堅委員 日本共産党的古堅です。

最初に、尖閣列島の領有権と、排他的經濟水域、二百海里設定問題についてお伺いします。

総理は、五月十日の本会議答弁で、「尖閣列島は日本固有の領土でありまして、中国との間で解決すべき領有権の問題は存在いたしておりません」と述べられた上で、「領土問題を切り離して漁業交渉を進めるということは、事実に反する」とも述べておられます。

この総理の御答弁を貰きますと、中国との二百海里設定交渉では、日本の領土である尖閣列島と中国との間で、中間といいますか、そういう間での境界を引く、条約でいえば衡平な解決を図る、こういうことになるかというふうに思いますが、そういうことは当然のこととして受けとめていいかどうか、総理の御所見を伺いたいと思います。

〔井上委員長退席、関谷委員長着席〕

○橋本内閣総理大臣 正確に申し上げますならば、御質問者の方から、領土問題を切り離して漁業交渉を進めるのかといふお問い合わせがありましたから、私の方からお答えを申し上げましたのは、尖閣諸島は日本固有の領土でありまして、中国との間で解決すべき領土権の問題は存在しておらずません。御指摘のような領土を切り離して漁業交渉を

進めるということは、事実に反するということであり、尖閣諸島に関するこうした考え方、我が國の立場というものを踏まえて対応していきたいと考

えており、国会の御支援もぜひお願ひ申し上げたい。

そのように確かに答弁をいたしております。

○古堅委員 今、尖閣列島と中国との間における二百海里問題というのは、その間での線引きといふことになっていくのではないかというそこをお尋ねしたいのですね。もう一度、そこらあたりについての御見解を伺いたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 中国との間では、今後必要がありますなら、国連海洋法条約の規定などに従って排他的經濟水域の境界画定についての協議を行っていく所存であります。しかし、いざれにいたしましても、我が国としては尖閣諸島に関する我が国の立場を踏まえて対応することになるでしょう。

○古堅委員 二百海里交渉では、我が国は、尖閣

列島の領有権問題を切り離さないでやる、そういう態度でありますけれども、しかし、中国の態度を見ますと、やはり懸念が残ります。

中国政府は、五月十五日に全国人民代表者会議が海洋法国連条約を批准した際に、領海基準線に関する声明なるものを発表しました。それには、十二海里水域とともに西沙諸島周辺の領海を明示しています。また、中国が一九九二年二月に制定した領海法では尖閣列島を中国領土と明記しております。

この調査は、どうやら報道などによりますと

うと、中国が沖縄舟状海盆では中国から陸続ぎの大陸棚ということを明確しようとした動きのようあります。しかし、海洋法国連条約によりますと、二百海里までは陸続きであるとかないとかといったこととは関係なしに、「当該沿岸国領海を越える海面下の区域の海底及びその下であつて当該基線から二百海里的距離までのものをいふ」というふうに明記もされております。したがつて、中国の動きが大陸棚を中国の陸続きと証明しようというのであるならば、海洋法上は意味のないものだと思われます。

外務省として、この動き、この問題についてどういう見解をお持ちであるか、お伺いしておきま

す。

○池田国務大臣 四月二十四日以降、中国船そしてフランス海洋調査船が活動しているのが確認されました。

それで、そういうことを踏まえまして、我が国からは、中国及びフランスに対しても外交ルートで実験を実施しますと同時に申し入れをいたし

た。その申し入れは、我が國の同意なく大陸棚の資源探査または大陸棚における科学的調査を行つてゐるのであればそれは認められないことだ、こういうことを申し入れたわけございました。

これに対しまして、フランス船は速やかに調査

を中断いたしまして、そしてフランス側より、問題になつてゐる水域での調査は行わないことと申しあげておきました。

また、中国船はすべて日中間線の中国側の水域で航走をしておりました。

いずれにいたしましても、今回の活動はどうい

う意図、背景に基づくものか、これについて憶測

することは避けたいと思いますけれども、いずれ

にしても、我が国としましては、先ほど総理から

御答弁のあつた基本的な立場で両国間の話し合い

を行つていく、これは当然のことでございます。

○古堅委員 次に、二百海里水域の全面適用問題

について伺います。

中国のこうした行動などを見ておりますと、中

国政府との二百海里設定交渉も相当長引くのじゃ

ないかといふような懸念も生まれてまいります。

この交渉が長引きますと、これまでのよう

に中国の漁船の無謀な操業によつて西日本の漁業

や韓国の漁船の無謀な操業によつて西日本の漁業

は大きな被害を受け続けるということになります。

この見通しについてですが、一年ほど後に全面

適用ができるかどうか、そこらあたりを含めて御

所見を賜りたいと思います。

○池田国務大臣 我が国といたしましては、中

国、韓国との間では新しい漁業協定をつくる、そ

ういうことで、それを早期に実現したいといふこ

とで努力していく所存でございます。

そして、現実に、中国との関係では、四月の九

日、十日に非公式の協議を行つたところでござ

いましたし、韓国との間も、今月の九日、十日に漁業

問題についての実務者の協議を始めました。

これからまた鋭意努力を傾注してまいりまして、早期にその円満な解決を図り、新しい漁業協定を結んでいく所存でございます。

○古堅委員 外交交渉にかかることなだけになかなか明確なことはおっしゃりにくい面はあらうかと思いますが、漁業関係者は、今申し上げたよ

うな立場から、その一日も早い解決をということを望んでいるわけです。

今、一年ほど後にはという御見解も示していただけのかどうかということも含めて申し上げました。しかし、今、早期にということをおっしゃっておられます。その早期にというのは、もう二年も三年もあるいはそれ以上も後というふうなことではない、そういう意味合いも含んでおられるのかどうか。そこらあたりの外務省の、どうしたいといふような立場からの御意見をお伺いしたいと思ひます。

○池田国務大臣 二月に政府で決めましたこの問題に取り組む基本方針におきましても、合理的期間内にその円満な解決を図ることにしておりま

す。そしてまた、漁業関係者を初めいろいろな方から御要望も多々受けておりますし、また与党三党からも、早期に、年内をめどに解決を図るようについてふうな申し入れをちょうだいしているところです。ございまして、そのようなことも十分念頭に置きながら早期円満解決に向かって外交努力を傾注していく所存でござります。

○古堅委員 次に、深海底開発問題について伺いたいと思います。

深海底とその資源について、海洋法国連条約は人類の共同財産と規定していますが、資金も技術も乏しい発展途上国の開発を本当に保障できるかという問題があります。

一九九四年七月の国連総会で、第十一部の実施に関する協定の見直しが行われました。見直し以前の規定では、締約国が発展途上国がつくるエンタープライズに対して長期無利子の借款や債務保証などの資金協力の実施義務や技術提供義務が盛

り込まれていきましたが、見直しの結果、義務規定ではなくなりました。開発可能な鉱区を留保してもらつても、資金も技術も乏しい発展途上国ではこれを開発できなくなるだろう、このように思われます。

○谷内政府委員 深海底資源の開発につきましては、客観的に見て、その実用化に至るまでなお相違まれておるわけございます。そういう観点から、実施協定は、開発途上国を含む国際社会がこの点についての一致した現実的認識に立つて条約に規定する深海底制度を効果的に機能させるために作成されたものでございまして、我が国も作成作業には積極的に関与したという経緯がござります。

○古堅委員 我が国はどういう主張をされたのか、そこらあたりを明確にしてください。

○谷内政府委員 海洋法条約につきましての議論につきましては一般的に、そこでどういう発言を上げるということにはなつてないのですけれども、ただいまの先生の御質問につきまして、我が国としてはどういう考えに基づいて実施協定の作成に賛同してきたかという点を申させていただきたいと思います。

○古堅委員 次に、深海底開発問題について伺います。業に対し資金を供与する義務につきましては適

用されないこととされ、事業体が独立した機能を開始する際の資金調達は事業体と開発者との合弁事業によつて行われることとなつたわけでございまして、私どもとしては、事業体と開発者との合弁事業によつて行うということによりまして資金的な面は十分に手当てできるのではないか、こういう判断を行つたわけでございます。

それからまた、契約者による技術移転義務ですが、どうして見直さなければならなかつたのか、そのため、その点を明らかにしたいと思います。

○谷内政府委員 深海底資源の開発につきましては、客観的に見て、その実用化に至るまでなお相違まれておるわけございます。そういう観点から、実施協定は、開発途上国を含む国際社会がこの点についての一致した現実的認識に立つて条約に規定する深海底制度を効果的に機能させるために作成されたものでございまして、我が国も作成作業には積極的に関与したという経緯がござります。他方、実施協定は、機構の事業体または開発途上国による技術の入手を容易にするために、深海底機業を行う事業者を有する国が当該要請に協力をすることを規定しております。我が国が国といたしましては、こういった内容のことであれば可能な技術協力を実施することがもちろん可能でありますし、現に我が国は平成五年に国際海底機業及び国際海洋法裁判所のための準備委員会が作成した訓練計画を実施した実績がございまして、こういった技術協力をつきましては今後もさらに検討していく、こういう考え方でございまます。

○古堅委員 海洋が人類共同の財産という大事な海洋法条約の趣旨があるわけですね。それを、力のあるものがそれなりの力に任せて利益を得る、そういうことになつてはいかぬということが当然のこととして強調される面となつています。ところが、第十一部について見直しされたときに、先ほど申し上げたように、開発途上国が資金や技術などの乏しいという状況のもとで、共同の財産と言ひながら、なかなか思うようにそういう趣旨が生かしくないという立場があるのだが、それは義務規定から外された、そういうべきがある程度が取り入れられたわけですね。そして、しかも罰金刑のみとしたのは何ゆえであるかということと、しかも放逐手続がなされて、保釈金制度が取り入れられたわけですね。そして、しかも保釈金を積んで帰つてしまえば出頭するに至らないというケースも出てくるという感じであります。そういたしますと、国民の素朴な疑問として、果たしてそれでよいのだろうかということは当然浮かんでくると思います。この点につきまし

て、世界全体、人類全体として、資源も含めまして、海洋の適正な資源の維持とそして活用という観点から、今回の海洋法条約が合意を見、そして締結に至つたわけでございます。今後とも、我が国としても、そういうことを踏まえながら適切に対応してまいりたいと思います。

○池田国務大臣 先進国、開発途上国含めまして、世界全体、人類全体として、資源も含めまして、海洋の適正な資源の維持とそして活用という観点から、今回の海洋法条約が合意を見、そして締結に至つたわけでございます。今後とも、我が国としても、そういうことを踏まえながら適切に対応してまいりたいと思います。

○井上委員長 〔関谷委員長退席、井上委員長着席〕

○牧野委員 市民リーグ・民改連の牧野聖修です。ただいま議題となつておりますところの、今般の条約締結及び国内関連法の整備につきましては、国際社会における安定した海洋の法的秩序の確立という観点から、基本的に支持したいと考えております。そういう立場に立ちまして、若干の質問をさせていただきます。

○古堅委員 海洋法条約につきましての議論につきましては一般的に、そこでどういう発言を上げるということにはなつてないのですけれども、ただいまの先生の御質問につきましては、事業体と譲渡されるわけですね。それを、力のあるものがそれなりの力に任せて利益を得る、そういうことになつてはいかぬということが当然のこととして強調される面となつています。ところが、第十一部について見直しされたときに、先ほど申し上げたように、開発途上国が資金や技術などの乏しいという状況のもとで、共同の財産と言ひながら、なかなか思うようにそういう趣旨が生かしくないという立場があるのだが、それは義務規定から外された、そういうべきがある程度が取り入れられたわけですね。そして、しかも

が、この懲役刑は今回排他的經濟水域ではなく、罰金刑のみとしたのは何ゆえであるかということと、しかも放逐手続がなされて、保釈金制度が取り入れられたわけですね。そして、しかも保釈金を積んで帰つてしまえば出頭するに至らないというケースも出てくるという感じであります。そういたしますと、国民の素朴な疑問として、果たしてそれでよいのだろうかということは当然浮かんでくると思います。この点につきまし

○中川国務大臣　まず第一点の領海外排他の経済水域等における外国船舶による放射性物質の海洋投棄について、この罰則を罰金刑にしたのはこれで十分か、こういうお尋ねでございましたが、これは從来、そういった領海外の海洋投棄については基本的に沿岸国の管轄権が及ばないということです、規制を実施し得なかつたわけでございます。しかし、今般の海洋法条約によりまして、こうした違反に対して金銭罰のみ科し得るという条件のもとで管轄権が認められることになったことによるものでござります。

このように一定の条約上の制約があるわけですが、それでも、外国船舶による放射性物質の

海洋投棄については、ロンドン条約がございますし、また、従来我が國の規制の及ばなかつた排他的經濟水域等まで今度は海洋法によつて規制が及ぼし得るといふことになりますので、これは実質面において我が国周辺海域における放射性物質の海洋投棄の防止には大きく寄与するもの、こう考へております。

なお、金額でございますけれども、一千万円以下というふうになつておりますが、これは経済規制関連法令による法人処罰、例えば公取とかいろいろございますが、そういうものの法人処罰を除いた場合の我が国現行法令による最高の罰金額でございます。そういう意味で、放射性物質の海洋投棄にかかる違反の重大性に合つたものだ、こう考えております。

それから、第二点目もあわせてお答えをさせたいただいてお許しいただきたいと存じますが、いわゆる担保金制度、保釈金とおっしゃいましたが、担保金制度と法律上なっておりますが、これは、先ほど申し上げましたことと関連いたしますけれども、今回の海洋法条約で、海洋環境の保護、保全に関して沿岸国のが管轄権を排他的な経済水域等まで拡大する一方、同時にまた、船舶の航行というものの利益にも配慮しなければなりません。そういうことで、外国船舶による違反が明らかにされた場合は、金銭上の保証等の合理的な手

既に従うことを条件に速やかに釈放しなければなりません。しかし、本制度は外国船舶において違反を行った者を処罰する我が国の権利を放棄するものではありませんで、以後の刑事手続の出頭を確保するためのあくまで担保金ということです。その担保金の金額についても、その出頭を担保するための目的に照らしまして、法定刑違反の程度、違反の回数を考慮して定めるということにいたしております。また、仮に違反者が求められた出頭に応じない場合は、この担保金は国庫に帰属することになるわけですから、事実上罰金と同様の効果を有すると思われます。

が、政府といたしましても、ロシア当局ともいろいろと交渉をしてそれなりの成果を上げている、そういうふうに伺っておりますが、北朝鮮あるいは韓国、中国等ともやはりもつと詰めた話し合をされ、お互いに努力していくかないと、協力体制をつくっていかないと、絵にかいたぼたちでわってしまはるのではないかという感じがいたしまでの、この点についての外務大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○池田国務大臣 ロシアとの関係につきましては、先ほどの審議の中でも、總理並びに私から御答弁申し上げましたけれども、今回、ロシアアーヴィング条約附属書の改正を受諾するようにな

承知しております。それなりの成果も上がりつたこともよく承知しております。
しかし、我が国は海洋国家でありますから、この問題につきましてはさらに重要な関心を持つて臨んでいかなければいけない、こういうふうに思っていますので、改めて我が国が主導権をとって、どちらかといふと海洋サミットというふうな感じで、ほかの問題との間にあわせてこれを行うというのではなくして、このことのみに専念をするような、そういういたいした場を提案しながら、積極的に取り組んでいっていただきますことを心から要望いたしまして、質問を終わりります。

午後零時二十二分散合

○井上委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。

なお、さらに、外国船舶の旗国は、そういううち該船舶による違反行為を取り締まる条約上の義務を負っておりますので、我が国としては、そういううち當該旗国においても適切な措置がとられるようないように、必要に応じて外交ルートを通じて要求するところが可能でございます。そして、場合によつては、義務違反の責任を追及することになつておる次第でございます。

いたします。 も、放射性物質等の不法投棄等は、その影響たるや、あるいは被害たるや金額では換算できないほど甚大なものである、こういう認識をしておりますので、一歩前進ではありますけれども、さらにも監視も強化していただきいて防止策に力を入れていただくよう、あるいはまた、再発が起ころないようになります。 いたしまして

先ほど他の委員から御指摘等もございましたし、総理も外務大臣も御答弁をされてきたわけでございますが、一国のみがこの法律、条約を遵守いたしましても効果は上がらないわけでござります。特に、ロシア等の不法投棄の問題に端を発しまして大変な大きな問題になつて いるわけです。

が、政府といたしましても、ロシア当局ともして、いろいろと交渉をしてそれなりの成果を上げている、そういうふうに伺っておりますが、北朝鮮あるいは韓国、中国等ともやはりもつと詰めた話し合をするされ、お互いに努力していかないと、協力体制をつくっていかないと、絵にかいたぼたもちで終わってしまうのではないかという感じがいたしまして、この点についての外務大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○池田国務大臣 ロシアとの関係につきましては、先ほどの審議の中でも、總理並びに私から御答弁申し上げましたけれども、今回、ロシアがロンドン条約附属書の改正を受諾するようになつたことは一つの大きな進展であつたと思いまして、從来からの協力協定に基づいて我が國としても着実にその努力を進めていきたい、こう思つておる次第でござります。

そして、それ以外の国との関係でございますが、中国及び韓国につきましては、これはどちらもロンドン条約の締約国として海洋投棄を禁止する同条約附属書の義務を負つております。そこで、これまでのこところ、両国の関係でこの義務違反の事実が生じたということは承知しております。だから遵守しているのだ、このように承知しております次第でございます。

それから、北朝鮮の関係につきましても、放射性廃棄物の海洋投棄を行つたという事実が具体的に発生したということは承知しておりませんので、仮定置いて御答弁するのは差し控えたといは思いますけれども、一般論として言えば、仮に放射性廃棄物の海洋投棄ということを北朝鮮が行なう、こういう事態が生じる場合には、我が国としては、当然のことながら海洋環境の保全等々、そういう観点を踏まえて適切に対処してまいりたいと思います。

○牧野委員 時間も来ましたので、質問をここで終了させていただきますが、政府、関係官僚、総理大臣も先頭に立ちまして、APEC等の海洋環境会等では一生懸命労努力をされていることは十分な

承知しております。それなりの成果も上がりつつあることもよく承知しております。

しかし、我が国は海洋国家でありますから、この問題につきましてはさらに重要な関心を持つて臨んでいかなければいけない、こういうふうに思いますので、改めて我が国が主導権をとつて、どちらかというと海洋サミットというふうな感じで、ほかの問題のときにもあわせてこれを行なうというではなくして、このことのみに専念をするよう、そういうた場を提案しながら、積極的に取り組んでいっていただきますことを心から要望いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○井上委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

平成八年五月三十一日印刷

平成八年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C